

周防大島町告示第3号

平成30年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年2月28日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成30年3月7日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君	新田 健介君
吉村 忍君	砂田 雅一君
田中 豊文君	吉田 芳春君
平野 和生君	松井 岑雄君
尾元 武君	新山 玄雄君
中本 博明君	久保 雅己君
小田 貞利君	荒川 政義君

○3月8日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○3月26日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成30年3月7日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成30年3月7日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第12号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第13号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第14号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第15号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第16号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第17号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第18号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第19号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第20号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第21号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第22号 周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第23号 周防大島町合併地域振興基金条例の制定について
- 日程第19 議案第24号 周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第25号 周防大島町役場の位置を定める条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

- 日程第22 議案第27号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第29号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第30号 周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第31号 周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第32号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第33号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第29 議案第34号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第30 議案第35号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第36号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第32 議案第37号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について
- 日程第33 議案第38号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第34 議案第39号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第35 議案第40号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第41号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第42号 むつみ荘の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第43号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第44号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第45号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第46号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第47号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第48号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第49号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第50号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について

- 日程第46 議案第51号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第52号 平成29年度久賀・大島処理区（三蒲）管路施設整備工事第1工区の請負変更契約の締結について（質疑・討論・採決）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第12号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第13号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第14号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第15号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第16号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第17号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第18号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第19号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第20号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第21号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第22号 周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第23号 周防大島町合併地域振興基金条例の制定について
- 日程第19 議案第24号 周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第25号 周防大島町役場の位置を定める条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

- 日程第22 議案第27号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第29号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第30号 周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第31号 周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第32号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第33号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第29 議案第34号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第30 議案第35号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第36号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第32 議案第37号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について
- 日程第33 議案第38号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第34 議案第39号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第35 議案第40号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第41号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第42号 むつみ荘の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第43号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第44号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第45号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第46号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第47号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第48号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第49号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第50号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について

日程第46 議案第51号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

日程第47 議案第52号 平成29年度久賀・大島処理区（三蒲）管路施設整備工事第1工区の請負変更契約の締結について（質疑・討論・採決）

出席議員（13名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	5番 田中 豊文君
6番 吉田 芳春君	7番 平野 和生君
8番 松井 岑雄君	9番 尾元 武君
10番 新山 玄雄君	11番 中本 博明君
12番 久保 雅己君	13番 小田 貞利君
14番 荒川 政義君	

欠席議員（1名）

4番 砂田 雅一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	椎木 巧君	代表監査委員 ……………	西本 克也君
副町長 ……………	岡村 春雄君	教育長 ……………	西川 敏之君
病院事業管理者 ……………	石原 得博君	総務部長 ……………	中村 満男君
産業建設部長 ……………	池元 恭司君	健康福祉部長 ……………	平田 勝宏君
環境生活部長 ……………	佐々木義光君	久賀総合支所長 ……………	藤井 正治君
大島総合支所長 ……………	古崎 敏雄君	東和総合支所長 ……………	山崎 実君
橘総合支所長 ……………	林 輝昭君		
会計管理者兼会計課長 ……………			木村 秀俊君

教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
政策企画課長	……………	山本 勲君	介護保険課長	……………	近藤 晃君
水産課長	……………	瀬川 洋介君	水道課長	……………	豊永 充君
教育委員会総務課長	……………				山中 和美君
社会教育課長	……………	藤井 郁男君	病院事業局財政課長	…	木村 稔典君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成30年第1回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

砂田議員から本日の会議に欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、新田健介議員、3番、吉村忍議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月28日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月26日までの20日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月26日までの20日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

昨年12月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本議会に提出されました文書等について、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例

月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果の報告について提出されましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望関係については、1件受理いたしました。

陳情・要望第7号障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択についてです。

これについては、重度障害者の入所施設やグループホーム等の社会基盤整備の促進について、国に対し、要望書を上げていただきたいとの内容でありました。

この要望については、議会運営委員会で取り扱いについてお諮りし、議員配付として既にお手元にお届けいたしております。

次に、系統議長会関係では、3月5日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催され、平成29年度歳入歳出補正予算と平成30年度歳入歳出予算について協議がなされました。

あわせて、山口県離島振興市町議会議長会の定例会も同日開催され、離島における高齢化等の厳しい環境のもと、離島であるがゆえの地域間格差が存在していることを踏まえ、離島振興のための諸施策を推進するよう、国並びに県等の関係機関・団体に対する要望活動を積極的に行うことを取り決め、承認されたところであります。

その他各種研修会や事業につきましては、開催案内等を受けた段階で、議員各位に御案内を差し上げたいと存じます。

続いて、本町議会の活動に関しましては、2月15日に地域活性化特別委員会が福岡県粕屋郡新宮町で行政視察を行い、民間のバス事業者が撤退した後、町によるコミュニティバス運行を行っている実態と、議会活動の理解と愛町教育の一環として、12月定例議会でも質問のあった子ども議会の開催について研修を行いました。

翌16日にはJA糸島が運営し、全国一の売り上げを誇る産直市場である伊都菜彩を視察いたしました。

ここでは、農業や水産業等の第1次産業生産物の生産者による直接販売や6次産業化による加工製品の販売について、全国第1位のゆえんをつぶさに感じ、交流人口の拡大を目指す本町にとって大いに参考となったところでございます。

次に、12月26日と2月22日に柳井地区広域消防組合議会が、また、12月26日と2月26日には柳井地域広域水道企業団議会が開かれ、関係議員が出席されております。特に、2月26日の広域水道議会においては、去る1月11日に発生した大島大橋での送水管破断事故による全町断水にかかる応急対応、原因の究明、今後の対策について審議がなされました。

また、山口県後期高齢者医療広域連合議会の平成30年度の予算関係資料も届き次第、あわせて議員控室書棚に整理しておきますので、御高覧いただきたいと思っております。

続いて、町人会関係では、1月21日の東京久賀倶楽部へ吉田議員が、3月3日の東京たちば

な会へ砂田議員が、翌4日の関西橘町人会へは田中議員が出席をいたしました。

それぞれの会におきましては、会員との情報交換と親睦の輪を広め、深め合う語らいの中から、ふるさとの熱い思いと寄せる期待の大きさを改めて肝に銘じたことと存じます。関係議員の皆様、大変お疲れさまでした。

また、今後、東京大島ふるさと会が予定されております。この件につきましては議員派遣として御議決をいただく予定としておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 施政方針並びに議案の説明・行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明・行政報告に入ります。

町長から施政方針並びに議案の説明・行政報告を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

本日は、平成30年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

平成30年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算並びに重要諸案件につきまして御審議をいただくにあたり、これからの町政運営に臨む私の基本的な考えを申し述べさせていただき、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

我が国の経済は、景気は緩やかに回復をしており、その先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとされております。しかしながら、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとの指摘もあります。

政府としては、東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興、創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するため、まち・ひと・しごと創生基本方針2017やニッポン一億総活躍プランなどを着実に実行し、さらに、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、新しい経済政策パッケージも着実に実行するといたしておるところであります。

安倍内閣には、こうした取り組みのもとに、安定的な経済成長や真の景気回復を実感でき、誰もが安心して暮らせ、活躍のできる活力のある日本を創生すべく、早期に具体的な成果を上げられることを期待するところでもあります。

さて、私は、平成20年11月に周防大島町の2代目の町長に就任し、町政を担わせていただくこととなり、これまで皆様方からの御支援を賜り、10年が経過しようとしております。この間には、地方自治運営の前提条件となる財政の健全化を合併当初からの最重要課題として取り組

み、そのための行財政改革を推進し、これにより生み出された財源をもとに、生活関連施設の整備や防災対策、子育て支援の充実等を図ってまいりました。

また、農業や漁業など、町の固有の財産であります豊かな自然、そして先人の築いた偉大な歴史を背景に、観光交流人口100万人を目標とする交流人口の拡大にも努めてまいりました。さらには、地方創生を追い風に、人や仕事の流れを交流から定住へつなぎ、誰もが主役になれる町、そして、幸せに暮らせる町づくりの実現に向けて、議会の御理解と御協力をいただきながら、職員と一丸となって取り組んでまいりました。

昨年には、念願の観光交流人口100万人を達成いたしました。が、直面する一番の課題である人口の減少対策は待ったなしの状況であり、子育て支援、教育環境や居住環境の充実を図るなど、定住対策への更なる取り組みが重要であると考えております。

山口県におきましては、行財政改革統合本部会議のもとに、歳入水準に見合った歳出構造への転換を目指し、総人件費の縮減や全事業を対象に、ニーズや施策効果等を検証し、廃止や縮小等を抜本的に見直し、1,260事業のうち約14%に当たる177事業について休廃止し、711事業を縮小・効率化することとしております。

本町の財政状況につきましては、平成29年9月議会においても御報告をいたしましたとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等は早期健全化基準を下回り、水準としてはまだまだ高いものの、毎年度改善が図られているところであります。しかし、主に地方交付税の影響から、財政構造の弾力化の指標となる経常収支比率においては悪化の状況も見られ、今後を見通すにあたっては、人件費や公債費の減少要素も特別会計への繰り出し等へスライドしてしまうことなど、今後の財政運営には厳しい覚悟が必要であります。

また、主要な財源であります普通交付税については、合併特例法による特例措置が平成31年度で終了することから、既に平成27年度から段階的に減少しております。さらに、普通交付税の算定基礎となる国勢調査人口の減少による影響等による今後の厳しい財政環境を考慮すれば、いま一度、歳入に見合う歳出、基金繰入金に頼らない予算編成という財政運営の基本に立ち返るとともに、財源投入の大小緩急を誤らぬよう心がける必要があります。そのため、昨年中には第2次の行政改革元年の取り組みといたしまして、臨時の行政改革推進本部会議を開催し、新年度以降の予算編成に向けた事業の見直し、検討を行ったところであります。

それでは、平成30年度における重点政策について申し上げます。

重要政策の第一は、定住対策であります。

急激に進む過疎・少子高齢化などの社会構造変化やこれがもたらす地域経済の縮小は、政府においても最大の壁と称するほどの、我が国全体において深刻な問題であります。とりわけ、周防大島町は、早くからこの深刻な課題に立ち向かうことを余儀なくされてまいりました。

どのようにしたら人口定住につながられるかということには明解な答えはなく、誠に困難な課題であります。これまで、教育環境の充実といたしまして、子供たちが学びの場である学校生活を快適な環境で送ることができるように、小中学校への空調設置事業を進め、平成31年度には全ての小中学校において空調設備の整備が完了する予定であります。

また、居住環境の充実においては、移住者を含め若者が定住するための生活基盤の一つである住宅確保を支援する若者定住促進住宅用地整備事業や子育て定住促進住宅建設事業に取り組んでまいります。住というものは、定住の重要な条件でありながら、定住しようとする方々のニーズは多様であることから、遊休町有地等を活用し、選択肢のある、また若者が定住したくなる住宅団地の整備をモデル的に進めているところであります。

私といたしましては、安定した雇用の創出、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、安心な暮らしを守り連携した地域を創造するというこれまでの基本目標の達成に向け、やれることはすべてやるという意識で邁進してまいります。

第2は、防災安全対策であります。

近年、台風や集中豪雨などの自然災害は規模や頻度も拡大してきており、自治体への課題は、地域防災力の強化とともに、幅広い対応も求められております。安全・安心を確保するための防災対策は喫緊の課題であり、スピード感を持ってこれに臨む必要があります。これまで、実効性のある自主防災組織の充実や自助・共助・公助の役割分担の意識の向上を図ってまいりました。これからも個人、地域コミュニティ、自治体が連携し、避難行動など、本町ならではの防災機能確立し、地域防災力の強化を図っていく必要があります。

また、防災対策は自然災害だけではなく、火災や交通安全、高齢者に対する詐欺行為などの防犯対策も増加傾向にあることから、これらも含めた対策が必要であります。

私は、常々申し上げておりますが、町民の生命や財産を守り、安全・安心な生活を確保することが、町づくりを進める上で何よりも大切と考えております。防災安全対策に完全はありませんが、より万全を求めて、周防大島町でどのような災害が起きようとも、一人の犠牲者も出さないことを第一に、防災・減災に関する施策を積極的に推進してまいります。

次に第3として、健康づくりであります。

生涯にわたり、社会に参画し、いきいきと人生を送るためには、年齢にかかわらず健康で自立した暮らしができることが重要であります。それぞれに合った、効率性のある取り組みを推進していくことが健康づくりの施策であります。

国においては、妊娠時から子育て時にわたる切れ目のない支援を図るとしてありますが、地方行政においては、さらに地域の実情に応じた、地域ならではの取り組みも重ねる必要があります。

医療や介護事業への充実した施策の展開も当然重要であります。これらの健全な運営に資す

るのは、やはり住む人皆が健康であり続けることであります。自発的な健康づくりへの取り組み、生活習慣の見直しによる疾病予防、また疾病においては早期発見・早期治療のため、引き続き減塩環境の取り組みの拡充や健診の受診率向上等に努めてまいります。

健康づくりの目指すところは健康寿命を延伸させることにあり、そのことが幸せに暮らせることをより強く実感していただけることだと思っております。

これら3つの重要課題への取り組みと、私が従来から推進してまいりました地域に密着した事業を中心に、至誠と調和を意識しながら、決して臆することなく、果敢に課題解決に向けて取り組んでまいり覚悟でありますので、町議会をはじめ、関係各位のなお一層の御支援と御協力をお願いするものであります。

さて、平成30年度の当初予算編成について御説明を申し上げます。

国は、平成30年度予算において、経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度であり、計画に掲げる歳出改革等を着実に実行するとし、予算編成にあたっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、さらに地方においても、国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めるとしております。

総務省概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、前年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされていますが、地方交付税の交付ベースでの概算要求は15.9兆円で、前年度比2.5%減となっており、さらに、経済財政諮問会議では、地方における基金積立残高の増加状況から、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて地方財政計画の反映等の改善方策を検討すべきとの提言がなされ、今後の方向性によっては地方財政への影響が懸念されているところであります。

こうした状況のもと、平成30年度当初予算の編成にあたっては、果敢な行政改革への取り組みとともに、人口の減少、少子高齢化という厳しい現実の中においても、調和のとれた発展を目指すこととし、予算編成に臨んだところであります。

施政方針においても申し上げましたが、財政の健全化は、今後の行政運営においても避けることのできない最重要課題であります。いかなるすぐれた行政施策であろうとも、健全な財政基盤のもとに成り立つものでありまして、健全性を失えば、地方自治は立ち行かなくなります。

そこで、将来の財政基盤の拡充を目的に、新年度予算の新たな取り組みといたしまして、合併特例事業債を活用した地域振興事業基金を設置することといたしました。

合併特例事業債は、合併に対する支援策の一つであり、本町では合併以降15年間の期間に最大約120億円の起債限度額が認められ、これまで約半分程度、約60億円ですが、半分程度の活用を行っているところであります。本町においては、約22億円が限度とされる合併特例事業債による基金造成については、あくまでも借入金であるという観点から、これまでその活用は控

えてまいりました。しかしながら、こうした支援策も現行制度では平成31年度をもって終了する予定であり、その後の合併支援策も特に見込めないということから、地方交付税等の今後の見通し、さらには現在の本町の財政状況を考えあわせ、将来においての地域振興策に充てるための財源の確保は重要なことと考え、平成30年度に5億円、平成31年度に5億円で、総額10億円の地域振興を目的とした基金を造成・確保したいと考えておりますが、合併特例事業債を活用するにあたっては、その償還額の7割は地方交付税に算入されるものの、3割については一般財源が必要となります。これにつきましても、今後の繰越金等を減債基金に積み立てることとし、その財源を確保したいと考えているところであります。次世代に素敵な未来を約束する町の取り組みとして御理解をいただきたいと存じます。

それでは、お手元にお配りをいたしました当初予算案の概要により御説明を申し上げます。

まず、2ページをお願いいたします。

本町の平成30年度当初予算は、一般会計で137億2,000万円、国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの特別会計を合わせますと、総額で229億924万3,000円、水道事業企業会計では、収益的支出で8億4,260万2,000円、資本的支出で2億573万8,000円、病院事業局企業会計では収益的支出で59億715万7,000円、資本的支出で9億9,730万4,000円の予算となったところでございます。

一般会計では、対前年度比0.9%減、1億2,000万円の減額予算となっておりますが、将来の町づくりのための合併特例事業債を財源とした合併地域振興基金積立金5億円を差し引きますと、対前年度比4.5%減、6億2,000万円の減額となっております。

3ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の状況についてでございますが、町税は前年度の課税状況や景気の影響等も考慮し、13億896万4,000円、対前年度比0.7%の減額計上といたしております。

地方譲与税や地方消費税交付金につきましても、前年度の実績見込み、または地方財政計画等により試算計上しており、地方消費税交付金につきましては、対前年度比3.8%増の2億7,000万円となっております。

地方交付税であります。2.6%減の73億6,000万円を計上いたしましたが、これに、臨時財政対策債3億5,000万円を加えた広義の、広い意味での地方交付税は77億1,000万円と見込んでおり、対前年度比3.1%の減額となっております。これは主に、合併による特例措置が段階的に削減されることが大きく影響しております。

国庫支出金につきましては、1億3,031万7,000円、前年度比10.4%減の11億2,299万4,000円となっておりますが、主に海岸保全事業の事業費の大幅な減額が要因でございまして。

繰入金は、各基金の取り崩しでの繰り入れでございますが、財源不足を補うため財政調整基金から約9,400万円、減債基金は公債費の利子への充当として約1億1,600万円、再編交付金を財源に積み立てた、ちびっ子医療費助成事業基金から約2,200万円、観光振興事業助成基金から約1,150万円、福祉医療費一部負担金助成事業基金から約1,240万円、外国語活動推進事業基金から約800万円、ふるさと寄附金を積み立てましたふるさと応援基金から680万円、CATV加入促進のための基金から200万円を取り崩すことといたしております。

また、まち・ひと・しごと創生基金から約6,890万円を繰り入れることといたしております。さらに、周防大島高等学校通学支援費給付基金から650万円を繰り入れることといたしております。

町債についてであります。3億5,890万円、26.7%増の17億390万円の計上となっておりますが、過疎対策事業債7億150万円のほか、合併特例債6億300万円、臨時財政対策債3億5,000万円が、その主なものでございます。

以上が歳入の状況であります。4ページにお示しをしておりますとおり、町税等の自主財源比率は16.6%であり、依然として地方交付税や国・県支出金、町債といった依存財源に83.4%を頼らざるを得ない財政環境であります。

さて、5ページは目的別の歳出であります。歳出につきましては、6ページの性質別歳出で御説明を申し上げます。

人件費は、17億6,186万9,000円で、対前年度比1億7,972万7,000円、9.3%の減となっております。退職手当組合への負担金の減額が主な要因でございます。

公債費につきましては、18億8,696万4,000円で、対前年度比5.3%、1億596万1,000円の減額となっております。地方債残高の減少によるものであります。

扶助費は、18億3,588万9,000円の計上で、対前年度より3.9%の減となっております。世帯数及び受給者数の減による生活保護扶助費の減額の影響でございます。

普通建設事業費は、13億96万4,000円で、対前年度比24.2%、約4億1,500万円の減額となっております。東和総合支所・教育庁舎整備事業や橘総合センター空調等改修事業の完了が主な要因でございます。

補助費等は、病院事業局への医療確保対策に係る繰出金を支出することによる増額が主な要因となっております。

積立金は、今後の町づくりのための合併特例事業債を活用した合併地域振興基金や再編交付金を活用した医療確保対策事業基金への積立金の影響から約6億円の大幅な増額となっております。

次に、7ページの地方債の状況でございます。一般会計におきましては、起債残高は2,200万円の減、約167億5,900万円になると見込んでおります。一般会計の起債残高

は、合併時の262億5,900万円から約85億円、32.4%の減少をするということとなります。

8ページは、各基金の状況をお示しをいたしております。

財政調整基金は、本年度末では約55億8,300万円となり、合併時の6億4,700万円から大幅に増加をいたしておりますが、新年度予算では9,400万円の取り崩しを予定しております。

続いて、主要事業の概要について御説明を申し上げます。

幸せに暮らせる町づくりのための5本の柱に沿って、主要事業を取りまとめたものを10ページから掲載をいたしております。

この中で、主に新規事業について、その概要を説明させていただきます。

第1に、安心して子供を生み育てられる町、子育て支援等についてであります。

まず、子育て世代包括支援センター事業は、妊娠期から子育て期のニーズに切れ目のない相談支援を行うとともに、ネットワークづくり推進のためのワンストップ拠点として実施したいと考えております。

学校施設長寿命化計画策定事業は、今後の各小中学校の老朽化に対応するための長寿命化計画の策定を行うものでございます。

次に、中学校校舎新增築事業は、仮称でございますが、統合後に周防大島中学校となる現在の久賀中学校を新增築するための基本設計を行うものでございます。

地域連携アシスタント事業は、地域連携担当教職員の業務を補助するアシスタントを配置することにより、働き方改革や、やまぐち型地域連携教育の充実を図るものとなっております。

部活動指導員配置事業は、技術指導が困難となっております運動部の部活動に対して、専門的な指導や大会への引率などを行っていただく指導員を配置することにより、教職員の負担軽減を図るものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

2本目の柱、働く意欲の湧き出る町についてでございます。

農業振興地域整備計画策定事業は、法律に基づいて農業振興地域整備計画の5年ごとの見直しを行い、よりよい農業環境の整備を行うものでございます。

拡充事業といたしまして、子育て定住促進住宅建設事業は、旧大島地区に子育て世代を対象とした住宅の建設を行い、また、旧東和地区においては子育て世帯に若者定住促進住宅用地の貸し付けを行い、定住人口の増加による地域の活性化を図ります。

定住の重要な条件である住について、子育て世代が居住適地と思える住宅用地または定住促進住宅を安価に提供することも、ニーズの1つにあるのではないかと考えております。

次に、13ページ、3本目の柱、自然と環境にやさしい町、生活環境の整備についてでございます。

家房公衆トイレ新築事業は、住環境の整備を目的として家房地区に公衆トイレの新設を行うものでございます。

漁業集落排水施設長寿命化計画策定事業は、漁業集落排水施設の延命化を図るため、長寿命化計画の策定を行うものでございます。

また、継続事業といたしまして、東和片添地区公共下水道事業は、三ヶ浦地区の快適な生活環境の保全や定住促進を図るため、公共下水道整備に係る管渠の実施設計を行うものでございます。

次に、晩年を豊かで安心して過ごせる町についてでございます。

全国瞬時警戒システム更新事業は、いわゆる J—A L E R T を消防庁からの指示により、全市町村にて更新事業を実施するものでございます。

給水自動車整備事業につきましては、先日の町内の断水においても各市町から給水自動車の出動を受け、町民の方々への給水業務を実施していただきましたが、本町においても水道管の漏水や災害時における断水の際に応急給水を行う給水車を導入したいと考えております。

服部屋敷整備事業は、老朽化しております服部屋敷の土蔵や母屋の修理、また屋敷前の駐車スペースの舗装等を行うものでございます。

また、陸上競技場外壁塗装改修事業は、前年度に寄附を受けました、まち・ひと・しごと創生基金を活用し、陸上競技場の外壁をリニューアルするものとなっております。

拡充事業といたしまして、耐震性防火水槽整備事業は、初期消火により被害を最小限に抑えるため、三浦地区及び沖家室地区に防火水槽を新設するものでございます。

次に16ページをお願いいたします。

5本目の柱、次世代に素敵な未来を約束する町についてでございます。

まず、合併地域振興基金積立事業は、将来の町づくりのために、平成31年度までとなっております。合併特例事業債を活用して、2ヶ年で10億円の積み立てを行うというものでございます。

広島広域都市圏航空写真撮影事務負担金は、固定資産税を適正に評価するために必要となる航空写真の撮影を、広島広域都市圏で共同実施するものでございます。

戸籍の電算化につきましては、平成改製原附票を電算化することにより住民サービスの向上を図るものとなっております。

道の駅サザンセットとうわ改修事業は、利用者の方々が快適に過ごせるように売店部分の増改築を行うものでございます。

次に、観光PRビデオ製作事業では、ドローンカメラを活用し、上空から島の自然や文化を撮影し、町民の方々が共有できる映像を作成し、インターネット等を通じて全国へ配信したいと考

えております。

東和総合センター空調設備等改修事業は、現在ふぐあいの発生しております東和総合センターの空調設備を改修するものでございます。

以上が、主要事業の概要でございますが、19ページ以降に事業の概要についてまとめておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

また、35ページには合併関連事業、36ページには再編交付金関連事業、37ページには地方創生関連事業となります、まち・ひと・しごと創生基金事業を掲載しております。

38ページ以降には、合併後の本町の財政状況を参考資料として添付しておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思っております。

以上が、周防大島町の平成30年度当初予算案の概要でございます。

続きまして、議案の説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしております案件は、平成30年度各会計当初予算、平成29年度補正予算、条例の制定、改正など、合わせて54件であります。

報告第1号は、変更契約の締結につきまして、専決処分により処理をいたしましたので、これを報告するものであります。

諮問第1号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成30年度一般会計予算についてであります。

予算総額は137億2,000万円となっております。前年度当初予算比1億2,000万円の減額、率にして0.9%の減となっております。

議案第2号から議案第11号までは、平成30年度各特別会計予算及び企業会計予算にかかわるものでございますが、まず、議案第2号は、平成30年度国民健康保険事業特別会計予算であります。

一般会計から3億388万3,000円を繰り入れ、予算の総額は30億1,756万3,000円となっており、前年度当初予算比6億1,250万6,000円の減額であります。

国保の県単位化により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、国保財政の仕組みが変わったことによる減額が主なものでございます。

議案第3号は、平成30年度後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

一般会計から1億7,889万5,000円を繰り入れ、予算の総額は4億7,311万9,000円となっておりまして、前年度当初予算比741万3,000円の増額であります。

議案第4号は、平成30年度介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億3,928万6,000円を繰り入れ、予算の総額は34億2,260万

6,000円となっており、前年度当初予算比5,117万5,000円の減額であります。

第7期の介護保険事業計画が始まるところでございます。

議案第5号は、平成30年度簡易水道事業特別会計予算であります。

一般会計から2,967万3,000円を繰り入れ、予算の総額は3億5,618万5,000円となっており、前年度当初予算比2億1,181万円、146.7%の大幅増となっております。これは、浮島の海底送水管の布設事業が本格的になってきたということによるものであります。

議案第6号は、平成30年度下水道事業特別会計予算であります。

一般会計から2億6,003万5,000円を繰り入れ、予算の総額は14億6,689万2,000円となっており、前年度当初予算比3,003万1,000円の増額となっております。

議案第7号は、平成30年度農業集落排水事業特別会計予算であります。

一般会計から2億1,458万7,000円を繰り入れ、予算の総額は3億772万9,000円となっております。前年度当初予算比2,889万2,000円の減額となっております。

議案第8号は、平成30年度漁業集落排水事業特別会計予算であります。

一般会計から3,402万1,000円を繰り入れ、予算の総額は5,319万5,000円となっており、前年度当初予算比1,320万3,000円の増額であります。

議案第9号は、平成30年度渡船事業特別会計予算であります。

一般会計から1,795万2,000円を繰り入れ、予算の総額は9,195万4,000円となっており、前年度当初予算比506万円の増額となっております。

議案第10号は、平成30年度水道事業企業会計予算であります。

企業会計予算での計上ではありますが、収益的予算については、収入合計を8億5,564万4,000円、支出合計を8億4,260万2,000円とし、資本的予算については、収入合計を2,531万円、支出合計を2億573万8,000円とするものであります。

議案第11号は、平成30年度病院事業局企業会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を59億719万円、支出合計を59億715万7,000円とし、資本的予算については、収入合計を6億610万円、支出合計を9億9,730万4,000円とするものであります。

議案第12号から議案第21号までは、平成29年度各会計に係る補正予算に関するものであります。決算見込みによる減額補正が主なものでございます。

議案第12号は、平成29年度一般会計補正予算（第5号）であります。

既定の予算から5億4,391万5,000円を減額し、補正後の予算を142億7,970万4,000円とするものであります。

議案第13号は、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであり

ます。既定の予算に、1億4,244万9,000円を追加し、補正後の予算を38億7,371万3,000円とするものであります。

議案第14号は、平成29年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算から、2,770万2,000円を減額し、補正後の予算を4億3,846万5,000円とするものであります。

議案第15号は、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。保険事業勘定の既定の予算から、1億2,191万2,000円を減額し、補正後の予算を34億4,927万4,000円とし、介護サービス事業勘定から126万8,000円を減額し、補正後の予算を1,064万円とするものであります。

議案第16号は、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から、271万6,000円を減額し、補正後の予算を1億4,842万4,000円とするものであります。

議案第17号は、平成29年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から、3億9,509万7,000円を減額し、補正後の予算を10億5,145万3,000円とするものであります。

議案第18号は、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算に、504万1,000円を追加し、補正後の予算を3億5,276万5,000円とするものであります。

議案第19号は、平成29年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の予算から、20万円を減額し、補正後の予算を3,979万2,000円とするものであります。

議案第20号は、平成29年度水道事業企業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算において所要の補正を行うものであります。

議案第21号は、平成29年度病院事業局企業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算において、所要の補正を行うものであります。

議案第22号から議案第38号までは、条例の制定、改廃に関するものであります。

議案第22号は、本町の過疎化や少子化対策として、若者定住住宅を整備するにあたり、貸付や譲渡に関する条例を制定するものであります。

議案第23号は、合併特例事業債を財源とする基金を設置し、合併に伴う町民の連携強化及び

地域振興事業を実施するため、基金条例を制定するものであります。

議案第24号は、本町の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定するものであります。

議案第25号は、東和庁舎の移設に伴い、周防大島町役場の位置を定める条例のほか、関係する条例を改正するものであります。

議案第26号は、自立支援医療の精神通院医療における所得区分算定が県から町に権限委譲されることに伴い、条例を改正するものであります。

議案第27号は、農地利用の適正化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務と位置づけられたことにより、農業委員会委員の報酬を見直す必要があるため、条例の改正を行うものであります。

議案第28号は、山口県が県人事委員会の勧告を受け諸手当の見直しを行うことにあわせ、本町においても同様の見直しをするため、条例を改正するものであります。

議案第29号は、法律の改正により国民健康保険税の財政責任主体が都道府県に移行することに伴い、国民健康保険税の改正部分が平成30年4月1日に施行されることから、国民健康保険税条例の改正を行うものであります。

議案第30号は、社会教育課再編に伴い、これまで事務室として使用しておりました大島文化センター2階会議室を一般開放するため、条例の改正を行うものであります。

議案第31号は、B&G海洋センター体育館の空調設備の整備事業が完了したことから、冷暖房設備の使用料を定めるため、条例を改正するものであります。

議案第32号は、法律の改正に伴い、国民健康保険法による住所地特例の適用者が後期高齢者医療制度に加入した場合に住所地特例の適用を引き継ぐこととなることから、所要の条例改正を行うものであります。

議案第33号は、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の介護保険料率の改定に伴い、条例を改正するものであります。

議案第34号から議案第36号は、法令等の改正により指定介護予防支援等の事業、指定地域密着型サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準が改正されたため、いずれもこれに伴う条例の所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、本町の指定介護予防支援等の事業及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を、次に、議案第35号は、本町の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を、議案第36号は、本町の指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を、

それぞれ一部改正するものであります。

議案第37号は、排水設備指定工事店の指定制度について、広島広域都市圏連携協約参加市町の広域運用にあたり条例の改正を行うものであります。

議案第38号は、政策空き家となっている町営住宅について用途廃止するため、条例を改正しようとするものであります。

議案第39号は、本町の過疎地域自立促進計画の変更について議会の議決を求めるもので、教育の振興の区分に学校施設長寿命化計画策定業務を新たに追加しようとするものであります。

議案第40号から議案第51号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第40号は油宇集会施設、議案第41号は小泊集会施設、議案第42号はむつみ荘、議案第43号はデイサービスセンター福寿苑、議案第44号はデイサービスセンター文珠苑、議案第45号はデイサービスセンター高塔苑、議案第46号は東和在宅老人デイサービスセンター、議案第47号はデイサービスセンター油田苑、議案第48号はデイサービスセンター和田苑、議案第49号はデイサービスセンターしらとり苑、議案第50号は高齢者生活福祉センター「和田苑」、議案第51号は高齢者生活福祉センター「しらとり苑」、それぞれの施設に係る指定管理者の指定についてお諮りするものであります。

議案第52号は、平成29年度久賀・大島処理区（三蒲）であります。管路布設整備工事第1工区の請負代金を増額する請負変更契約の締結について、議会の議決をお願いするものであります。

以上、各案件につきまして、提出議案の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上御議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

この際、4点について行政報告をさせていただきます。

岩国基地への空母艦載機移駐についてであります。今日までのその経過について御報告をさせていただきます。

空母艦載機部隊の岩国基地への移駐について、昨年8月9日に第一陣の早期警戒機E-2Dの5機が岩国基地に移駐し、11月15日にF-35B、6機の機種更新が完了したこと。12月1日にFA-18戦闘攻撃機スーパーホーネットの2部隊が24機程度、EA-18Gグラウラー電子戦機の部隊は6機程度の移駐が完了したこと。12月5日にC-2輸送機、1機の移駐が完了したことについて、12月定例会において御報告したとおりでございます。

その後において、新たな機種の移駐は確認されておりませんが、計画機数の61機のうち、現在までに36機の移駐が完了したことになります。

これから5月までにおいて、段階的に厚木飛行場から岩国飛行場へ移る予定であるため、引き

続きその動向を注視していきたいと思っております。

なお、本町が中国四国防衛局に要望した屋代・小松地区の騒音測定器の設置につきましては、大島中学校の校舎屋上に設置が完了し、測定結果は、平成29年12月1日分より中国四国防衛局のホームページにおいて公表されているところでございます。

また、先般、山口県の平成30年度当初予算案におきまして、在日米軍再編に伴う県への再編関連特別地域整備事業の交付金が拡充されたことに伴う平成30年度の基地交付金事業について、約57億円の予算計上がなされたとの発表がありました。

本町の関係するところでは、地域振興策のためのハード事業として大島環状線及び橘東和線の工区に加え、新規に町内の13工区の道路改良事業等、総額約10億円を超える予算措置がなされたところであり、これまで整備の遅れておりました県道改良事業や港湾整備事業等の県事業につきまして、今後は加速化されるものと大変期待をしているところであります。さらに、安心・安全対策のためのソフト事業につきましても、住環境改善支援事業等の事業概要が定まり次第、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上のとおり、米軍岩国基地への空母艦載機移駐について、これまでの経過を申し上げましたが、今後も、継続して本議会へ報告するとともに、県及び関係市町と協議を重ねながら適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、第7期介護保険事業計画におけます、看護小規模多機能型居宅介護の取り組みについて御報告を申し上げたいと思います。

平成29年度におきまして、第7期介護保険事業計画を策定し、本定例会に5つの条例の制定または改正の議案を上程いたしておりますので、その概要につきまして、行政報告をさせていただきます。

第7期介護保険事業計画の主なポイントは、平成26年の医療介護総合確保推進法及び平成29年の地域包括ケアシステム強化のための介護保険法の改正に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進のための介護の重度化防止、長期療養が必要な要介護者に対して、医療介護を一体的に提供する介護医療院の創設、地域共生社会の推進、介護離職者ゼロへ向けた介護人材の育成を骨子とするものであり、このたびの条例の制定や改正もその内容に沿ったものとなっております。

また、平成30年度は、第7期介護保険事業計画と第7次医療計画が同時にスタートする年であり、まさに医療・介護の総合確保が求められる年であります。

このため、第7期介護保険事業計画において、新たな医療・介護連携事業として、町内の小規模多機能型居宅介護事業所1カ所を看護小規模多機能型居宅介護事業所への転用を行い、平成30年4月1日付けで指定する予定としておりますので、その概要について御説明を申し上げます。

す。

小規模多機能型居宅介護とは、ヘルパー、デイサービス、ショートステイを一体的に提供するものであり、看護小規模多機能型居宅介護とは、この在宅3本柱に、医師による訪問診療と看護師等による訪問看護を一元的に提供し、介護の重度化の防止、看取りや退院直後の在宅療養のスムーズな移行による24時間365日の新たな在宅を創造するというものであります。

また、この看護小規模多機能型居宅介護の指定にあわせ、本年7月を目途に、大島病院の療養病床のうち、約20床を地域包括ケア病床に転用し病診連携を確立するとともに、この看護小規模多機能を地域包括ケア病床の課題である在宅復帰率70%を満たす新たな在宅の受け皿として、入院から在宅への道筋を確立し、医療・介護の好循環により社会的入院を回避し、病床機能の分化・連携に資する町立病院改革もあわせて実施することといたしております。

なお、この小規模多機能の看護小規模多機能への転用は山口県初となり、さらに、第7期介護保険事業計画はCCRC構想との調和が求められていることから、周防大島版CCRCのモデル事業として実施することといたしております。

3点目は、上下水道事業の窓口業務委託についてであります。

日本の水道は、平成27年度末で普及率が97.9%、本町では89.6%と大部分の町民が水道による水の供給を受けており、水質面でも世界に誇る供給を達成いたしておりますが、一方で、全国的に人口減少による料金収入の減といった課題に直面をいたしております。生活に密着した重要なインフラである水道の持続性を高める取り組みが喫緊の課題となっているところであります。

総務省からは、広域連携は水道事業の基盤強化のための有力な方策であり、地域の実情に応じ、経営基盤の強化、経営効率化の推進等を図るための一方策として、早期に検討体制を構築し、検討を進めるよう通知がなされておるところであります。また、上下水道の公営企業は、料金収入による独立採算制を基本として、サービスを提供しておりますが、本町においては地理的制約による施設の点在や受水費の高止まりなど、厳しい経営環境に置かれているのが現状でございます。

このような、県内一高い料金水準を引き上げることなく経営改善を図るには、費用の抑制が不可欠であり、中でも業務の一部を外部委託することで職員人件費を抑制するといった対応の検討が必要と考えておまして、既に、近隣市町では、田布施・平生水道企業団が平成16年度から施設管理を、平成18年度からは窓口業務などを外部委託、柳井市では平成29年度から水道窓口業務の外部委託を始めております。

また、水道事業の広域化推進のため、平成29年6月30日には、柳井広域水道企業団を中心に、岩国市を除く広域水道構成市町で柳井地域水道事業広域化検討委員会を立ち上げております。

広域化の手法としては、施設の共同化、管理の一体化、経営の一体化及び事業統合の順にハー

ドルが高くなりますが、各々の事業体の置かれている環境が異なるため、課題解決や調整を行いながら段階的に取り組んでいくことといたしており、本町においても、窓口業務の一体化として、隣接する柳井市の業務受託者へ共同委託することで、両市町の委託料に対するスケール・メリットが見込まれることから、導入を検討することといたしました。

今後、柳井市は下水道事業の料金システムを水道事業と統合し、窓口業務も外部委託を導入することから、本町の窓口業務も下水道事業を含めたものとする予定であり、さらには、業務内容や料金システムも柳井市にあわせ、事務所を柳井市に集約することで受託者の負担が軽減され委託料の抑制につながると考えております。

なお、住民サービスの低下につながらないように、これまでどおり各総合支所または各出張所で受付や電話による開閉栓手続の受付も行う予定ですが、詳細につきましては、引き続き柳井市と協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

4点目は、柳井地域広域水道企業団大島ルート送水管事故についてであります。

平成30年1月11日に柳井地域広域水道企業団からの送水管の事故に伴い、1月12日から発生した断水につきましては、町民の皆様にご多大な御迷惑をおかけしましたことを、まずはおわび申し上げます。また、関係各位におかれましては、送水管や断水の復旧に御協力、御尽力いただきましたことに対しましても厚くお礼申し上げる次第であります。

それでは、断水から復旧までの経緯について申し上げたいと思います。

11日の18時過ぎに、柳井地域広域水道企業団が管内各地への流量を監視するシステムにより、本町の配水池に送水されていないと判断し、調査の結果、22時過ぎに、大島大橋の橋桁の下に添架している直径450ミリのポリエチレン管が破断し漏水していることが判明いたしましたので、23時前に本町への送水を停止をいたしましたところであります。このことにより、企業団では、23時5分に災害対策本部を設置し、本町におきましても23時30分に水道事故対策本部を設置いたしました。翌日、12日の10時ごろに柳井地域広域水道企業団から、柳井市側から約80メートルの地点で送水管が破断しているという正式な報告を受けましたが、現場が橋桁の下という特殊な条件や部材の発注など、復旧作業にかなりの時間を要し、なおかつ、町内全域が長期間にわたり断水となる恐れがあると判断いたしましたので、日本水道協会山口県支部の事務局である下関市に応急給水をするための応援を依頼いたしました。

応急給水につきましては、応援依頼により、12日金曜日から16日火曜日まで、県内延べ14の事業所から駆けつけていただいた応援車輛及び応援者とともに、町職員が町内の17カ所で行い、医療機関及び社会福祉施設などへの給水は、主に健康福祉部が対応し、高齢者などの要配慮者には、民生委員さんを通じて個別給水を行いました。地元の消防団や自治会などからも、自発的に応援をいただいたと伺っております。

送水管の復旧作業につきましては、12日金曜日の14時から作業のための足場設営を開始いたしまして、18時にはこの足場が設営を完了しましたが、当日は強風注意報が発表されていたため、翌日、13日土曜日の早朝から送水管の復旧作業を開始し、同日、13日の18時35分に復旧工事が完了の後、20時20分から本町への送水が再開されたところであります。

柳井市の応援職員と本町の職員が夜を徹して配水池の点検や確認を実施し、当初は14日中に断水を復旧する予定でしたが、送水量なども影響し、15日にほぼ全域で、また、一部の地域では17日まで、標高の高い御家庭では結果的に21日に復旧となり、大変な御迷惑をおかけいたしました。

なお、本町の災害対策本部につきましては、12日金曜日の14時45分に設置し、町内のほぼ全域の断水が復旧した16日17時に、また、水道事故対策本部につきましては、21日17時に廃止をいたしております。

以上が断水から復旧までの簡単な経緯でございますが、後ほど全員協議会を開催させていただき、詳細について御説明をさせていただきたいと考えております。

また、資料をお手元に配布いたしておりますので、御高覧いただきますようお願いいたします。

以上、4点の行政報告をさせていただきますして、施政方針、議案概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに議案の説明、行政報告を終わります。暫時休憩をします。

午前10時41分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）、執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号は、専決処分の報告であります。

平成29年度東和総合支所・教育庁舎建築工事につきましては、白木産業株式会社と請負契約を締結し、今月中旬には引き取りの予定であります。

このたび、屋外階段の軒樋並びに豎樋設置工事、建物内の造作棚作成、駐車場アスファルト舗装面積の増加、既存花壇の解体撤去工事等により、請負代金を増額することが必要となりました。

このため、原契約1億1,826万円に484万9,200円を増額した1億2,310万

9,200円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第6. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を行います。

現人権擁護委員であります田村敏範氏の任期が平成30年6月30日をもって任期満了となることに伴いまして、後任候補の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、福祉をはじめ地域の実情にも精通され、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちで、現在、久賀福祉センター館長の任にあたっていただいている山本隆昭氏を推薦したいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を人権擁護委員に推薦したいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、山本隆昭氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、山本隆昭氏を適任とすることに決定しました。

日程第7. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第12号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第12号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から5億4,391万5,000円を減額し、予算の総額を142億7,970万4,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、人件費の調整及び各事業の精算見込みによる補正並びに財源調整が主なものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。11ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款町税1項町民税1目個人は、給与特別徴収の推進による増額補正でございます。

また、2目法人は、業績増加による増額補正でございます。

2項固定資産税は、太陽光発電装置の建設増加による増額補正でございます。

4項たばこ税は、本数の減少による減額補正でございます。

12ページ、12款使用料及び手数料1項使用料につきましては、施設の使用料の精算見込みによる調整で、総額4万1,000円の減額計上でございます。

2項手数料につきましては、不燃ごみ処理手数料の実績見込みによる16万円の増額計上でございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、それぞれ事業の確定、もしくは精算見込みにより総額2,035万3,000円の減額計上となっております。

13ページ、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2目民生費国庫補助金及び3目衛生費国庫補助金につきましては、それぞれ事業の確定、もしくは精算見込みにより調整を行っております。

4目農林水産業費国庫補助金5目土木費国庫補助金及び6目消防費国庫補助金は、事業の確定による減額及び入札結果により減額補正を行っております。

14ページ、3項国庫委託金2目民生費国庫委託金につきましては、国民年金の基礎年金等事務委託金の確定による77万8,000円の減額計上でございます。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、それぞれ事業の確定、もしくは精算見込みによる調整を行っております。

2項県補助金につきましては、それぞれ事業の確定、もしくは精算見込みによる調整となっておりますが、2目民生費県補助金は、重度訪問介護等の利用促進に係る支援事業として、重度訪問介護等市町村支援事業補助金109万7,000円を新規に計上しております。

また、15ページ、4目農林水産業費県補助金につきましては、集落における鳥獣被害対策事業として、鳥獣害に強い集落づくり事業補助金35万6,000円を新規に計上しております。

3項県委託金6目土木費県委託金は、都市計画基礎調査委託金の確定による298万3,000円の減額計上でございます。

16ページ、15款財産収入1項財産運用収入は、それぞれ基金の利子の調整に伴う35万3,000円の増額計上でございます。

17款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1億8,744万3,000円減額し、財源調整を行うとともに、ちびっ子医療費助成事業基金及び福祉医療費一部負担金助成事業基金、並びに17ページ、まち・ひと・しごと創生基金につきましても、それぞれ事業の精算見込みにより繰入金の調整を行っております。

19款諸収入3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額補正となっております。

また、4項雑入につきましては、空き缶売却代金や18ページの金属類の売却代金295万円の追加計上及び学校給食収入の精算見込みによる減額及び福祉医療費高額払戻金、B&G財団修繕助成金の実績または実績見込みによる調整が主なものでございます。

20款町債につきましても、各事業の確定または精算見込みによる調整を行い、2億600万円の減額計上をしております。

続きまして、20ページからの歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、1款議会費につきましては、議会運営経費の委員会視察などの実績見込みによる減額補正でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は職員人件費の調整、行政一般経費は、主に世帯数の減による行政連絡員報酬の減額及び空家対策ローン利子補給金の精算見込みによる減額補正でございます。

21ページ、5目財産管理費は、それぞれ基金の利子の積み立ての調整などによる増額補正でございます。

22ページ、6目企画費の企画一般経費は、移住者向け空き家バンク登録推進事業補助金、周防大島高校を支援する会補助金の精算見込みによる減額、若者定住住宅用地整備事業は、用地測量設計業務及び分筆登記業務の精算による減額及び、上水道、下水道の本管引き込み工事に伴う500万円の追加計上でございます。

8目電子計算事業につきましては、マイナンバー制度に係る電算システム改修の実績見込みによる減額及び事務機器購入費の入札結果による減額補正でございます。

9目地域振興費につきましては、観光に係る地域おこし協力隊員2名のうち1名について、応募者がいなかったことなどによる報償費の減額及び不用額の調整による421万8,000円の減額計上でございます。

23ページ、2項徴税費は職員人件費の調整でございます。

次に24ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、職員人件費の調整でございます。また、ちびっ子医療費助成事業及び中学生医療費助成事業の実績見込みによる減額補正をしております。たちばなケアプラザ管理経費につきましては、来客用トイレ及び水道蛇口の修繕費11万3,000円を追加計上しております。

25ページ、2目障害福祉費につきましては、障害者自立支援給付費事業をはじめとする各障害福祉サービス等の実績、もしくは実績見込みによる調整を行っております。

26ページ、3目老人福祉費につきましては、主に27ページの敬老会事業や食の自立支援事業の実績見込みによる減額補正でございます。

4目国民年金費につきましては、システム改修の未実施による77万8,000円の減額計上でございます。

5目介護保険対策費は、財源の調整を行っております。

28ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費は人件費の調整、児童公園等管理経費は、児童公園の遊具の修繕工事46万円の追加計上をしております。

2目児童措置費につきましては、児童手当の実績見込みにより1,136万5,000円の減額、3目母子福祉費につきましては、主に児童扶養手当の実績見込みにより1,147万2,000円の減額計上でございます。

29ページ、3項生活保護費1目生活保護総務費につきましては、職員人件費の調整でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の保健総務一般経費は、臨時職員賃金の実績見込みによる減額、また、過年度分の国・県負担金、補助金の償還金59万8,000円を新規に計上しております。母子保健事業は、妊婦健診、乳児健診の実績見込みによる追加計上でございます。

30ページ、しまとびあスカイセンター及び日良居庁舎管理経費は、実績見込みによる89万2,000円の減額計上でございます。

2目予防費は、主にがん検診、予防接種事業の実績見込みによる497万円の減額計上でございます。

3目環境衛生総務費につきましては職員人件費の調整、31ページ、合併浄化槽設置事業は、実績見込みにより1,845万9,000円の減額計上でございます。

2項清掃費1目清掃総務費は、職員人件費の調整、久賀東庁舎維持管理事業は、電気料、電話料の実績見込みによる20万円の追加計上でございます。

2目じん芥処理費では、ごみ袋購入やごみ分別の手引き印刷の入札結果により453万

5,000円の減額計上、32ページ、不燃物処理施設管理経費は、電気料を実績見込みにより減額補正しております。

3目し尿処理費につきましては、し尿収集運搬車購入費の入札結果により減額補正し、し尿処理施設管理経費は、入札結果や実績見込みにより電気料、委託料及び工事請負費の減額補正をしております。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費につきましては、先進地視察の中止による費用弁償及び車輛船舶借上料の減額補正でございます。

33ページ、3目農業振興費につきましては、担い手総合支援事業において、実績見込みによる新規就農者確保事業補助金の減額補正でございます。また、特産対策事業、農地中間管理機構事業においては、それぞれ事業内容の精査及び実績見込みにより5,663万7,000円の減額計上となっております。さらに、橘地区農産物加工センター及び産地形成促進施設管理運営経費については、調理器具の修繕費20万7,000円を新規に計上いたしております。

34ページ、5目農地費につきましては、農地一般管理経費、県営農業基盤整備事業の事業費確定により4,455万4,000円の減額計上でございます。

7目農村環境改善センター費は、蒲野農村環境改善センター廊下の壁の修繕費20万6,000円の追加計上でございます。

2項林業費の林業総務一般経費、有害鳥獣捕獲事業は、事業費の実績見込みによる減額補正でございます。

35ページ、3項水産業費2目水産業振興費は、負担金及び補助金の実績見込みによる減額補正、3目漁港管理費は、漁港漁場機能高度化保全計画策定業務の精算見込みによる減額補正、機能保全事業の精算額確定による測量設計費の減額補正及び精算見込みによる工事請負費412万9,000円の追加計上でございます。

4目海岸保全事業費は、国への予算要求に対する交付決定が減額されたことから、事業費の精算を行い1億247万8,000円の減額計上、また、海岸保全施設長寿命化計画策定業務の精算及び精算見込みによる754万6,000円の減額計上でございます。

36ページ、6款商工費1項商工費1目商工総務費は、事業費の実績見込みによる減額補正でございます。

2目商工業振興費につきましては、商工振興事業の中小企業勤労者小口資金貸付金の実績のなかったことによる減額補正、交通対策事業については生活交通路線維持負担金の実績報告による40万8,000円の追加計上、また、それぞれ施設の管理運営経費の実績見込みによる減額補正を行っております。

37ページ、3目観光費の観光一般経費は、観光キャンペーンへの不参加及び広告料の実績見

込みによる減額補正でございます。また、やしろ郷ふれあいの里事業及び星野哲郎記念館管理運営経費は、不用額をそれぞれ減額補正しております。

38ページ、7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持管理事業は、測量・設計及び登記業務、土地購入費及び物件補償費の実績見込みによる減額、街灯管理事業は電気代の実績見込みによる追加計上でございます。

2目道路新設改良費につきましては、国の交付金の減額に伴う各路線の事業費の精査による減額、また、39ページ、県事業負担金の精算見込みによる減額により、総額1,550万円の減額計上を行っております。

3項河川費2目河川建設費は、県事業負担金の精算見込みによる減額補正でございます。

40ページ、4項港湾費2目港湾建設費は、県事業の精査による負担金の減額補正でございます。

5項都市計画費の都市計画一般経費は、都市計画基礎調査業務の実績見込みによる減額、県事業負担金は県事業の精査による減額補正でございます。

41ページ、6項住宅費は、公営住宅長寿命化計画作成業務の入札結果による減額補正でございます。

8款消防費1項消防費4目災害対策費につきましては、木造住宅耐震改修、土砂災害ハザードマップ作成業務の事業費確定による減額補正及び自主防災組織防災資機材整備の実績見込みによる減額補正でございます。

42ページ、9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費につきましては、議事録作成業務の実績見込みによる減額補正でございます。

2目事務局費につきましては職員人件費の調整、教育総務経費につきましては、語学留学の参加者数の実績により減額補正をしております。

また、学校教育経費につきましては、特別支援教育支援員の活動実績見込みによる賃金の減額補正、43ページ、東和総合支所・教育庁舎整備事業は、入札結果及び実績見込みによる5,069万3,000円の減額計上でございます。

2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校管理事務局経費は、各小学校修繕費310万5,000円の追加、特別支援学級数の増による備品購入費83万2,000円の追加計上でございます。工事請負費は、油田小学校空調設置工事の入札結果による減額補正をしております。

44ページ、小学校事務局経費は、検診委託料の実績見込みによる減額補正でございます。スクールバス管理運営経費は、スクールバス日良居久賀線の修繕費108万9,000円を計上しております。また、久賀小学校、明新小学校、沖浦小学校、城山小学校、安下庄小学校の各小学

校経費は、机と椅子購入費の追加補正でございます。油田小学校経費については、校務員の勤務実績による賃金の減額計上でございます。

45ページ、2目教育振興費につきましては、就学援助費の実績見込みにより154万円の減額計上でございます。

3項中学校費1目学校管理費の中学校管理事務局経費は、各中学校修繕費95万7,000円の追加計上及び大島中学校空調設置工事实施設計の入札結果による減額補正でございます。

中学校事務局経費は、検診委託料などの実績見込みによる減額補正でございます。また、大島中学校、安下庄中学校は、机、椅子購入などの追加補正をしております。

46ページ、2目教育振興費は、就学援助費などの実績見込みにより325万7,000円の減額計上でございます。

4項社会教育費2目公民館費につきましては職員人件費の調整、久賀公民館運営経費は、非常用発電機の修繕費95万7,000円の追加計上でございます。

5目社会教育施設費につきましては、橘総合センター空調設備改修工事の入札結果による減額補正及び音響設備修繕費等72万6,000円の追加計上でございます。

47ページ、5項保健体育費1目保健体育総務費は、臨時職員賃金の実績見込みによる減額補正でございます。

2目体育施設管理費につきましては、健康管理センターのトイレ修繕費14万3,000円及び総合体育館消防設備の修繕費13万1,000円の追加計上並びにB&G体育館空調設置工事の精算による減額補正でございます。

3目学校給食費につきましては、給食数の減に伴う賄材料費などの減額補正でございます。

11款公債費1項公債費1目元金につきましては、実績見込みによる長期借入金元金5万8,000円の追加計上でございます。

2目利子は、実績見込みによる長期借入金利子1,454万3,000円の減額計上でございます。

12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で、総額958万7,000円の減額計上でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、7ページにお帰りいただきたいと思っております。

7ページは、地方債の補正についてでございます。水産業債、河川債、港湾債、保健体育債、過疎対策事業債及び合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 5点ほどお尋ねをいたします。

22ページの企画費の定住住宅用地整備事業、これが当初2,500万円から500万円ほど増額されて3,000万円になるということだと思いますが、当初、見積もれなかった理由というか、変更理由ですかね。それと工種別の見積額、500万円ですね、それを補足説明をお願いします。

それから35ページの水産業費の漁港管理費委託料、これ12月補正で減額されておりますけど、さらにまた今回減額補正されている。その経緯といいますか、理由を御説明ください。

それと、工事請負費は12月補正で393万3,000円減額されておりますが、今回は412万9,000円増額されていると。ほぼ元に戻っているんじゃないかなと思いますが、これ、どういう経緯で補正に上がってきたのか説明を求めます。

それから43ページの水産業費の東和庁舎の工事費、当初予算で2億3,940万9,000円、今回4,670万3,000円減額して1億9,270万6,000円になるということなんですが、工事費は契約のほうで1億2,320万9,000円になっていたんで、まだ残額があるのかどうか、その辺を御説明ください。

それから、47ページの保健体育費の総合体育館陸上競技場、これ修繕費が13万1,000円増額、12月にも37万3,000円増額補正されていますが、これは同じ工種の増額なのか、また別件なのか、その辺を御説明ください。

それともう1点は、指定管理で、今年度で管理者が交代する、撤退する施設があると思いますが、その指定管理料についての精査に伴う戻入はないようなんですが、一応確認のため、あるのかないのか、御答弁をお願いいたします。（「済みません。もう一回、水産業費の、ちょっともう一回質問を」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「水産業費の質問」「質問の再確認」と呼ぶ者あり）

漁港管理費で、委託料が12月補正で減額されたのをまた今回減額になっていると。その経緯、何で補正が2回も上がってきて減額になるのかというところと、工事請負費は12月補正で393万3,000円減額されているんですが、今回また412万9,000円、今度は増額されて元に戻っていると。補正しなきゃよかったんじゃないかという意味で、その辺の経緯が何かあるんでしょうから、その辺を御説明くださいということです。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 企画費の若者定住住宅用地の整備事業についての御質問に、まずお答えいたします。

今回、500万円の工事請負費を追加で計上しております。当初、この用地造成工事——これは旧東和町役場、森地区でございますが、用地造成工事を発注しております。

当初、下水道、水道等の工事は別途、建設課の考えでは水道とか下水道課のほうにお願いしようかというふうな考えも持っておりましたが、いろいろ各課関係課で協議したときに、今回の造成工事で一緒に水道と下水道管を布設工事をしようと。一帯同時施工するというので、このたび、その費用を工事請負のほうで追加計上させたといういきさつでございます。これが、今回の補正の理由でございます。

あと、水産については水産課長のほうから説明をお願いしたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 瀬川水産課長。

○水産課長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの御質問でございますが、12月補正と3月補正の、減額の上また減額ということについてでございますけども、まず、漁港施設管理経費の委託料につきまして、追加交付がありました、実際ですね。国に対して交付申請という手続を行ったわけですが、その分が結局認められなかったということで、さらに減額ということになっております。

それから、工事請負費につきましては、この漁港漁場機能高度化保全事業、水産振興機能強化事業という1つの枠の中で、委託料と工事費の調整を行っております。委託料の中で不用額、不用額といいますか、精算により減額が出た場合には、工事費のほうに持って行って事業を進捗させたいという動きから、こういう増額になっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今回、指定の管理者が交代するに伴う剰余金ということでございますが、まだ3月31日までの期間がありますので、まだはっきりした数字もつかめませんし、その報告もございません。もしあれば、基本協定書に準じる、または各NPO法人の規約約款によって処理するというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 最初に、東和総合支所・教育庁舎の関係でございますけども、工事請負費の関係の補正後の残額については、約657万円を予定しております。

次に、総合体育館陸上競技場の修繕費の関係でございますが、こちらにつきましては、今回は12月補正とは別件のものございまして、総合体育館の消防設備点検、こちらが30年の1月18日に実施しておりますけども、このとき指摘された事項によりまして、誘導灯及びバッテリー、消火器等の不良箇所について修繕を行うための計上でございます。

続きまして、指定管理者の撤退に伴う精算の状況でございますが、こちらにつきましては、ちょっと状況を確認をさせていただきまして、お答えをさせていただこうと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 水産業費、漁港管理費のどこなんですけど、私が教えていただきたいのは、交付決定の関係もあるんでしょうけど、12月補正で減額したものを今回増額して元に戻っておるから、それは12月補正せんでもよかったんじゃないかということ。そこを、どういう経緯で、12月で減額して今回増額になったんかというのを、ちょっと教えてほしいと。その経緯をですね、教えてほしいということだったんですが。

それと、工事請負費が減額になったのは、その交付決定の減額と言われたんですかね。そういう説明があったと思うんですが、交付申請したものが、なぜ交付決定されなかったのか、その辺の理由を説明してください。

それと、東和庁舎のほうは、残額が657万円と今御答弁があったんですが、ちょっと数字を読み上げるだけなんで申しわけないんですが、当初予算で2億3,940万9,000円だったのが、今回4,670万3,000円減額されているものです。それで、これを差し引きすると、1億9,270万6,000円になるはずですよ。けど、工事費は1億2,320万9,000円という契約金額になっているから、この差額というのは7,000万円ぐらいあるんじゃないかなと思うんですけど、どっか別の工事費の要素があるんですかね。その辺を説明していただきたいと。わかりやすくですね。

それと、指定管理の件は、もしあればという、現時点ではわからないということなんですけど、基本的に、例えば協定で明示されているというか、決められている指定管理料以外の経費に、決算でですね。もちろん現時点では決算がされていないからわからないかもしれませんが、基本的な考え方として、指定管理の協定以外の経費があった場合は、当然、その指定管理料で支弁すべきではないと思いますので、その辺があれば、もう返還ということになるということで、よろしいかどうか。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 最初に、1点、東和総合支所と教育庁舎の関係でございますが、こちらにつきましては残額があると、差額があるというところにつきましては、来年度に繰り越しの関係、地震計のほうの設置の関係が今年度に整わないということで、その関係の繰り越しの部分が含まれておるということで御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 指定管理料の件でございます。

まだ確定もしていませんし、3月31日までの精算をもって、この議論は始まるかとは思いますが、基本的には指定管理料は全て使う。それ以外のものについては、各団体、NPO法人の中の定款規約等々の処理に従うものと思っておりますので、それはどうなるかというのは、ちょっと私たちでは御答弁できないと思います。（「NPOの話じゃない」と呼ぶ者あり）はい。だから、指定管理料について……（「指定管理料についての」と呼ぶ者あり）はい。——については、全て使うものと思いますが、仮に、もし、それが残余というか余るのであれば、基本……（「協定に外れたものについては、どうなるんかちゅう。協定以外のことについて、協定で定められたもの以外について、どういう扱いになるんか。もし、あったら。」と呼ぶ者あり）今のところ、そういうことはないというふうに想定、考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。（「漁港管理費」と呼ぶ者あり）ああ、漁港管理がある。はい、ごめんなさい。

瀬川水産課長。

○水産課長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの御質問ですが、12月で増額をして、3月で減額をしているという、（「12月で減額。12月で減額して3月で増額」と呼ぶ者あり）ああ、済いません。12月減額をして、3月で増額をしているという内訳といいますか、内容についてですが、先ほどもちょっと触れましたが、12月補正の時点で、機能保全計画の策定について——機能保全計画というのは、平成24年度から始まっているわけですが、そのときの事業計画として、漁港施設の、当然、長寿命化をするための調査をするわけですが、その時点で、古い船だまりとか、そういったものが当初は認められないということで事業を進捗してきたわけですが、29年、今年度になりまして、それが認められる可能性がある。古い船だまりであっても、漁港施設として機能保全計画の適用範囲になるという県の指導のもとに、補正予算を計上した上で、交付申請を国に対して行いました。

しかしながら、国に行った時点で、その中でも認められないものと認められるものというのが出てきて、認められないものが多かったものですから、3月の補正、この時点で減額をしたということになります。

それと、もう1つが……、（発言する者あり）ああ、今の話と同じことになるんですけども、いわゆる古い船だまりとかいうものが、県との協議の中では認められるだろうということで国に交付申請したんですが、その時点で、認められるものと認められないものが出てきた。その差額によるものであります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 済みません、ちょっと暫時休憩します。

午前11時39分休憩

.....
午前11時43分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山中教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（山中 和美君） 済みません、失礼します。田中議員さんの、東和総合支所・教育庁舎整備事業の工事請負費の減額補正について御質問いただいた件でございます。先ほど永田次長のほうから説明したんですが、少し補足をさせていただきます。

当初予算では、建物の建築工事並びに電気設備工事、これが3,000万円以上ございました。電気設備工事が3,000万円以上。それと、機械設備工事が約2,700万円の当初予算がございました。それと、そのほかにも、この中には、当初予算では、先ほど永田次長が御説明しました地震計の移設工事、あと、ネットワークの構築工事費も入っております。あと、イントラ伝送工事など含めまして、当初予算が約2億4,000万円近い予算でございました。

今回、補正で減額をいたします。その結果、建築工事のほうは、先ほど当初予算に比べまして4,400万円程度の減額、それと、電気設備のほうは660万円程度の減額、機械設備のほうは400万円程度の増額となっております。差し引き、今回の補正額4,670万3,680円となっておりますが、なお、先ほど永田次長が申し上げましたように、地震計移設工事については、工事のほう、今年度ちょっとできませんでしたので、全額650万5,600円を来年度に繰り越して実施する予定にしております。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、中身を言っているんじゃないんですね……、もう一回言いますね。

当初2億3,940万9,000円だった予算が、今回4,670万3,000円減額されて、単純計算したら1億9,270万6,000円になりますよね。

それで、契約を見ると、工事費が1億2,320万9,000円になっているから、この差額、1億9,270万6,000円と1億2,320万9,000円の差額の、まあ7,000万円ぐらいになるんですけど、これが、今、地震計の移設とか出て650万7,000円あるということですけど、あと6,300万円ぐらいが、あるのかないのか。（「電気と設備」と呼ぶ者あり）いやいや、電気と設備入れて、工事費も含めて、そういう金額ですから。その辺を説明してくださいという、（発言する者あり）あの、議長さん。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 山中教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（山中 和美君） 当初予算は、今、田中議員さんがおっしゃいましたように2億3,940万9,000円でございます。それで、今回の減額補正が4,670万3,000円

でございます。残りですが、田中議員さん今おっしゃいましたように、（発言する者あり）はい。建築工事の契約額は、先ほど議員さんがおっしゃったとおりで、残りは何かという御質問じゃないかと思えます。

電気設備工事が2,600万円——ちょっと済みません、正確な数字が今ございませんので、申しわけない。（発言する者あり）はい、済みません。電気設備工事が約2,600万円、機械設備が3,050万円、それとネットワーク構築工事が345万円程度、それとイントラの伝送というのがございます、これが153万円ぐらいございます。それと、先ほどから御説明いたしました地震計の移設工事が、これが655万5,000円、これは翌年度繰り越しを予定しておりますけど、それを合わせますと、先ほど議員さんがおっしゃった工事費になるのではないかと思えます。

済みません、ちょっと今正確な数字を持ち合わせていなくて、申しわけありません。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、次の本会議といたします。

暫時休憩をします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑の答弁を永田教育次長に求めます。はい。

○教育次長（永田 広幸君） 先ほどの田中議員さんからの御質問にあります指定管理料の精算についてでございますけれども、今回、補正のほうには上げておりませんが、教育委員会関係では、現状においての精算は考えておりません。3月末時点での決算を見まして、指定管理料に過不足があれば精算の判断をしたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第8. 議案第13号

日程第9. 議案第14号

日程第10. 議案第15号

日程第11. 議案第16号

日程第12. 議案第17号

日程第13. 議案第18号

日程第14. 議案第19号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第13号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第14、議案第19号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、議案第13号から議案第15号の補足説明をいたします。

議案第13号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、保険税、療養給付費負担金、財政調整交付金、退職分の療養給付費等交付金の増額、高額療養費共同事業負担金及び交付金が減額となっております。

歳出におきましては、療養給付費一般分、国民健康保険基金、病院事業局企業会計繰出金の増額、共同事業拠出金における高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、特定健康診査等事業の減額が主なものでございます。

それでは、補正予算つづりの51ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,244万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,371万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

57ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は、退職被保険者からの移行に伴うもの、基準総所得等の増加の影響により、普通徴収と特別徴収分を合わせて1,397万8,000円を増額し、2目退職被保険者等国民健康保険税は、普通徴収の世帯数、被保険者数、基準総所得等の減少の影響により808万6,000円を減額するものでございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金は、平成29年11月診療分までの保険給付実績により算定する変更交付申請額に基づき、現年度分の一般分、介護分、後期高齢者支援分を合わせて435万8,000円を増額いたします。

2目高額医療費共同事業負担金は、拠出金額の確定により358万8,000円減額するものでございます。

58ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1目財政調整交付金、普通調整交付金を交付見込み額の増により8,037万

4,000円の増額、特別調整交付金を国保診療施設整備分等の増により777万円増額いたします。

4款療養給付費等交付金は、1項1目退職分を平成29年11月診療分までの保険給付実績に基づく年間医療の推計により2,098万9,000円増額するものでございます。

5款前期高齢者交付金は、交付金額の確定に伴い61万8,000円増額いたします。

6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金は、拠出金額の確定により国費と同額の358万8,000円減額いたします。

2項県補助金1目財政調整交付金は、県の特別調整交付金が増額見込みのため4,226万9,000円増額するものでございます。

59ページをお願いいたします。

7款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金は、実績見込みにより1,186万7,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業交付金は、実績見込みにより同じく77万9,000円を減額するものでございます。

8款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の増により1,000円増額いたします。

60ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、平成29年11月診療分までの実績に基づく年間医療費の推計により6,469万8,000円を増額するものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費から2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費までは財源調整でございます。

61ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金は、納付金額の確定により89万7,000円減額いたします。

4款1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金は、納付金額の確定により1万2,000円増額いたします。

6款介護納付金は、納付金額の確定により109万6,000円減額いたします。

62ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金は、拠出金額確定により1,434万9,000円減額、3目保険財政共同安定化事業拠出金も同様に拠出金額確定により1,137万3,000円を減額するものでございます。

8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、特定健診受診者の見込み減に伴い委託料を

328万6,000円減額いたします。

63ページをお願いいたします。

9款基金積立金は、国庫支出金の財政調整交付金、財政調整県補助金等の歳入が大幅増となったため1億330万7,000円を増額するものでございます。

11款繰出金1項他会計繰出金1目病院事業局企業会計繰出金は、国庫特別調整交付金による町立病院の施設整備費用等の増により543万3,000円を増額いたします。

以上が、平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

続きまして、議案第14号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては特別徴収保険料の減額、普通徴収保険料の増額、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の減額です。

歳出においては一般管理費、後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるものでございます。

補正予算つづりの65ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,770万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,846万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

71ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料を県後期高齢者医療広域連合の本算定後の決算見込みにより2,301万3,000円減額いたします。

同様の理由により、2目普通徴収保険料の現年度分を469万6,000円、滞納繰越分を9万4,000円増額いたします。合わせて保険料は1,822万3,000円の減額となります。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金を県広域連合共通経費負担金の変更及び一般管理経費分の変更により347万8,000円減額し、2目保険基盤安定繰入金を県広域連合の実績見込みにより600万1,000円減額いたします。

次に歳出について御説明いたします。

72ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、県広域連合指定の機種が取り扱い中止となったことに伴い、各支所の窓口に設置予定のパソコン4台分の273万4,000円を減額いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合の事務等負担金分74万4,000円、保

険基盤安定負担金分600万1,000円、後期高齢者医療保険料分1,822万3,000円をそれぞれ減額し、合計で2,496万8,000円を減額するものでございます。

以上が、平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての概要であります。

次に、議案第15号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづりの73ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによる介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第1条で、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1億2,191万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億4,927万4,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から126万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,064万円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明をいたします。

事項別明細書の81ページをお願いいたします。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は、65歳に到達した年度内は普通徴収となることから403万7,000円の増額補正でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、介護給付費の実績見込みにより1,854万1,000円減額計上でございます。

2項国庫補助金1目調整交付金は、介護給付費の実績見込みにより1,016万円の減額、2目地域支援事業交付金1節介護予防・日常生活支援総合事業は、事業実績の見込みにより147万4,000円の減額、2節包括的支援事業・任意事業は77万5,000円減額計上でございます。

82ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は、介護給付費の実績見込みにより3,080万円減額し、2目の地域支援事業交付金は、実績見込みにより165万2,000円減額補正でございます。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、実績見込みにより1,720万7,000円減額計上しております。

2項県補助金1目地域支援事業交付金1節介護予防・日常生活支援総合事業は、事業実績の見込みにより73万7,000円減額、2節包括的支援事業・任意事業は38万7,000円減額計上でございます。

83ページをお願いします。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目介護給付費繰入金は、介護給付費の実績見込みにより 1,375 万円減額し、2 目地域支援事業繰入金 1 節介護予防・日常生活支援総合事業は、事業実績見込みにより 73 万 7,000 円の減額、2 節包括的支援事業・任意事業は 38 万 7,000 円の減額、3 目低所得者保険料軽減対策繰入金は、実績見込みにより 34 万 9,000 円の減額、4 目その他の一般会計繰入金は、財源調整により 333 万 5,000 円減額計上でございます。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の実績見込みより 2,496 万 5,000 円減額補正しております。

84 ページをお願いいたします。

3 項 1 目介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定の繰出金の減額に伴い 69 万 8,000 円減額補正しております。

9 款財産収入は、基金利子として 5,000 円増額計上でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

85 ページをお願いいたします。

1 款総務費 2 項徴収費 1 目賦課徴収費は、コンビニ収納システムの仕様確定による減額補正でございます。

3 項 1 目介護認定審査会費は、介護認定審査会の実績見込みにより減額補正しております。

2 款保険給付費 1 項サービス諸費 1 目介護サービス等給付費は、実績見込みにより 6,880 万 5,000 円減額補正しております。

86 ページの 2 目介護予防サービス等給付費は、実績見込みによる減額補正でございます。

87 ページをお願いいたします。

2 項その他諸費 1 目審査支払手数料は、実績見込みにより減額補正しております。

3 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費は、実績見込みによる減額補正でございます。

2 目高額介護予防サービス費も実績見込みによる減額でございます。

4 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費は、財源調整でございます。

88 ページをお願いいたします。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費 2 目特定入所者介護予防サービス費は、実績見込みによる減額補正でございます。

89 ページをお願いいたします。

3 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金は、基金利子 5,000 円を増額補正いたします。

4 款地域支援事業費 1 項 1 目の介護予防・生活支援サービス事業費は、新しい総合事業の実績見込みにより 4 3 6 万 1, 0 0 0 円を減額補正いたします。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、実績見込みによる減額補正でございます。

9 0 ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業における臨時職員の賃金の減額補正でございます。

3 項包括支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費は、包括サーバ購入費の精算による減額でございます。

2 目任意事業費は、家族介護用品支給の実績見込みにより減額補正しております。

9 1 ページをお願いいたします。

3 目地域包括支援センター運営事業費は、財源調整をしております。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費は、1 0 月に開催した健康福祉大会において、在宅医療に係る講演会を実施したことにより減額補正をしております。

7 目認知症総合支援事業費は、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの研修会負担金を県が負担してくれたことによる減額補正でございます。

次に、介護サービス事業勘定について御説明をいたします。

事項別明細書の 9 5 ページの歳入から御説明いたします。

1 款サービス収入 1 項介護給付費収入 1 目介護予防サービス計画費収入は、ケアプランの作成件数の減により 1 2 0 万円を減額補正いたします。

2 款諸収入 1 項 1 目雑入は、住宅改修理由書の作成件数の減により 6 万 8, 0 0 0 円を減額しております。

次に、9 6 ページの歳出について御説明いたします。

1 款サービス事業費 1 項 1 目の介護予防支援事業費は、ケアプラン作成件数の減に伴うケアマネジャー等臨時職員の賃金の減及びケアプラン作成委託料の増額、また、介護サービス勘定から保険事業勘定への繰出金の減額等の調整を行い 1 2 6 万 8, 0 0 0 円の減額補正としております。

以上で、議案第 1 3 号から第 1 5 号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続きまして、佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、環境生活部所管の議案第 1 6 号から議案第 1 9 号までの特別会計補正予算の 4 議案について、補足説明させていただきます。

まず、議案第 1 6 号平成 2 9 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書の97ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算から271万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,842万4,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

105ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款県支出金1項県補助金1目簡易水道事業費県補助金において、補助金の額の確定に伴い139万円減額しております。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金において、財源調整のため7万4,000円増額しております。

7款町債1項町債において、1目簡易水道事業債及び2目辺地対策事業債をそれぞれ70万円減額しております。

106ページをお願いいたします。

歳出の1款簡易水道費2項事業費2目設備費につきましては、事業内容の確定見込みに伴い、13節委託料を100万円、15節工事請負費を78万円、17節公有財産購入費を77万円をそれぞれ減額するものでございます。

また、2款公債費2目利子において、支払い額の確定見込みにより16万6,000円を減額するものでございます。

以上が、議案第16号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、議案第17号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

補正予算書の107ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算から3億9,509万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億5,145万円3,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

115ページをお願いいたします。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料2項手数料1目業者指定手数料は、排水設備指定工事店更新手数料の実績に伴い26万4,000円の減額。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道施設国庫補助金は、特定環境保全公共下水道補助金の確定に伴い1億100万円を減額するものでございます。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金を573万9,000円減額し、財源調整をしております。

す。

6 款諸収入 3 項営業外利益 1 目消費税還付金 1 節消費税還付金は、平成 28 年度分の消費税の確定申告及び平成 29 年度中の中間申告予定納税額確定に伴い、消費税還付金 220 万 6,000 円を計上しております。

116 ページ、7 款町債は、各種事業費の確定により下水道事業債 1 億 3,790 万円、過疎対策事業債 1 億 5,240 万円をそれぞれ減額しております。

次に、117 ページをお願いいたします。

歳出の 1 款公共下水費 1 項事務費 1 目総務管理費 1 3 節委託料において、法適化移行支援業務に係る入札減により 55 万 4,000 円を減額しております。

同じく、2 項事業費 1 目維持管理費 1 3 節委託料の水質検査業務に係る入札減により 250 万円を減額、27 節公課費においては、平成 28 年度分の消費税の確定申告及び平成 29 年度中の中間申告予定納税額の確定に伴い、消費税 377 万 9,000 円を減額しております。

2 目公共下水事業費の久賀・大島地区公共下水道事業において、13 節委託料では、事業費の精査などにより 5,785 万 8,000 円を減額、15 節工事請負費については、実績見込みにより 1 億 9,470 万円を減額、また、19 節負担金、補助及び交付金についても、公共下水道事業に係る県の過疎代行事業費の実績見込み等により負担金 1 億 2,777 万 1,000 円を減額し、22 節補償、補填及び賠償金において、久賀・大島地区下水道事業に伴う水道管移設に係る補償金について 730 万円を減額するものでございます。

118 ページの 2 款公債費 1 項公債費 2 目利子 23 節償還金、利子及び割引料について、起債償還金利子の確定により 63 万 5,000 円を減額するものでございます。

以上が、議案第 17 号平成 29 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要でございます。

次に、議案第 18 号平成 29 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、補足説明をいたします。

119 ページをお願いいたします。

第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に 5,004 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 5,276 万 5,000 円とするとともに、第 2 条により地方債の補正を行うものであります。

127 ページをお願いいたします。

歳入の 3 款県支出金 1 項県補助金 1 目農業集落排水事業費県補助金は、農山漁村地域整備交付金の追加交付により 700 万円を増額するものであります。

4 款繰入金は、一般会計から繰入金 24 万 1,000 円を増額し、財源調整をしております。

7 款町債は、各種事業費の確定により、下水道事業債 1 6 0 万円及び過疎対策事業債 6 0 万円をそれぞれ減額しております。

1 2 8 ページをお願いいたします。

歳出の 1 款農業集落排水費の 1 項総務管理費 1 目総務管理費 1 3 節の委託料では、法適化移行支援業務の入札減により 1 6 7 万 1, 0 0 0 円を減額しております。

2 項事業費 1 目維持管理費 1 3 節委託料は、水質検査について、入札減により 1 5 0 万円を減額しております。

また、2 目農業集落排水事業費 1 3 節委託料では、長寿命化計画策定業務について、最適整備構想策定に係る経費 8 1 8 万 1, 0 0 0 円を追加するものでございます。

2 款公債費 1 項公債費 2 目利子 2 3 節償還金、利子及び割引料は、起債償還金利子の確定により 3 万 1, 0 0 0 円を増額しております。

以上が、第 1 8 号平成 2 9 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要でございます。

次に、議案第 1 9 号平成 2 9 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明をいたします。

1 2 9 ページをお願いいたします。

第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算総額から 2 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3, 9 7 9 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

1 3 7 ページをお願いいたします。

歳入の 5 款町債は、各種事業費の確定により下水道事業債 2 0 万円を減額しております。

1 3 8 ページをお願いいたします。

歳出の 1 款漁業集落排水費 1 項総務管理費 1 目総務管理費の 1 3 節委託料では、法適化移行支援業務の入札減により 2 0 万 4, 0 0 0 円を減額しております。

2 款公債費 1 項公債費 2 目利子 2 3 節償還金、利子及び割引料は、起債償還金利子の確定により 4, 0 0 0 円を増額しております。

以上が、議案第 1 6 号から議案第 1 9 号までの環境生活部所管の 4 議案の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第 1 3 号平成 2 9 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5 番 田中 豊文君） 2 点お尋ねをいたします。

63ページの基金積立金1億330万7,000円というのがありますけど、これは要するに、私、国保会計というのは赤字なんかと思っていましたけど、これはその何というんですか、黒字分があるから基金で積み立てるという意味なのか、その辺をもう少し詳しく、歳入の部分も含めてどういうお金がこの基金にあたるのかというところを御説明ください。

それと、その下の病院事業局企業会計繰出金、これもこれに相応する歳入があるということだろうと思いますが、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） まず、63ページの基金積立金につきましてですが、今、田中議員さんの御質問をいただきましたように、現時点におきましては、1億330万7,000円の黒字が見込まれるというふうな状況でございます。

しかしながら、これにつきましては、医療費に応じて、例えば国庫支出金の療養給付費負担金でございますが、これにつきましても、現在、この療養給付費についてこの補正金額を上げておりますのは、29年の3月から11月までの保険給付費の実績によりまして算定した変更申請額に基づいて上げているわけですが、実際はまだ、保険給付費の1年間の実績というのが、3月から2月診療分までというので確定するわけなんですけど、まだ推計の部分で変更申請を行っているということでございますので、例えば今回、療養給付費負担金についても歳入で435万8,000円の増額を見込んでおりますが、これについては、翌年度精算という形で実績に基づいてこの金額がまた増減をするというふうなところでございます。

ですから、今現在においては、今年度については、先ほどの基金積立金の額の剰余金が今のところは見込まれますけど、これはあくまでも確定ではなくて、翌年度精算分等がございまして、今現在の予算額というところで御理解をいただけたらと思います。

それで、これに至った理由を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金で療養給付費負担金、先ほど御説明を申し上げたところでございますが、平成29年の3月から11月までの保険給付費の実績によりまして算定した変更申請額に基づいて、今回の補正では435万8,000円の増額。また、財政調整交付金の普通調整交付金では、保険給付費の療養給付費一般分が増額見込みになったこと。そして、特別調整交付金においても、結核、精神疾患が増。直診施設整備事業の増額と合わせまして8,894万4,000円の増額というふうになっております。

また、県支出金におきましても、主に県特別調整交付金の保険財政共同安定化事業における交付額により、拠出額が多いことによりまして、その差額分が配分されたことによる増額が4,226万9,000円となったことなどによりまして、歳入が今回大幅に増額になっているということでございます。

次に、歳入についてでございますが、歳入については、保険給付費の療養給付費一般分が、3月から11月分までの診療実績等から、当初より1人当たりの療養給付費は高目に推移していることから、今回6,469万8,000円と増額の補正をさせていただいております。

しかしながら、県国保連合会の算定による高額医療費共同事業拠出金が1,434万9,000円の減額、そして保険財政共同事業拠出金が1,137万3,000円の減額ということから、歳出の増額幅に対しまして、歳入が大幅に今回は増額になっているということで、今現在の予算額としては、歳入歳出合わせる関係で、基金積立金のほうに計上させていただいております。

それと、病院事業局の繰出金のところでございますが、これにつきましては、予算書の58ページの特別調整交付金というのがございますが、この中に今の直営診療施設整備分というのが入っております。これにつきましては、救急患者受入体制支援事業経営合理化分、医療機器導入等によりまして、先ほどの病院事業局への繰出金が、この特別調整交付金で入ってきたものをそのまま今度は繰出金という形で、病院事業局のほうに繰り出しているということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。基金のほうはいろいろ御説明があったんですが、単純に言って今、要するに現時点では1億ちょっとの黒字があると。それを基金に積むということで、今から12月末までの実績に基づいて出された歳入に基づいてということなんで、今からまたこれが変わってくるという、29年度で考えればまた変動すると。この1億が丸々黒字になるのではないよということによろしいんですかね。

それと、病院の繰出金のほうなんですけど、特別調整交付金が入ってこれが病院のほうに繰り出されるということで、この特別調整交付金というのは、国保会計の中で病院の事業として使うようなものが交付されるという、そういう性質の交付金ということによろしいのか、その辺を簡単に結構なんで御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 基金積立金につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、当然、歳出についてもまだ確定をしておりませんし、歳入についても確定をしていないというものが多数ございます。ですから、あくまでも現時点において予算を編成する上で、歳入歳出を合わすということで、今現在の黒字であろうと思われる見込み額を基金のほうに積み込んでおります。

それと、特別調整交付金につきましては、これは病院事業分だけではなくて、町の医療費に係る収入の部分もございます。ですから、全てが病院事業局のほうに繰り出されるという額ではございません。（「交付金の性質」と呼ぶ者あり）性質ですか。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 先ほどの御質問の件についてですが、私ども病院事業局のほう受け入れる立場として全部分けておりますので、一つは財政調整交付金の保険事業、各病院の健康管理室で事業を行っておりますが、それに対し交付されるものが1,225万2,000円ございます。

また、救急患者受け入れ体制支援事業としまして、これは3病院の当直者等の医師の報酬等に関するものの一部分として、合計で496万4,000円をいただいております。

また、直診整備補助金というのがございまして、これは直営診療施設で行います医療機器の購入の補助金という形であられておりますが、今年度は東和病院での補助金として270万円をいただいて、繰り入れをいただいているという状況です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 国保だけじゃない、こういう医療保険の会計は、一般会計のイメージで考えておりますと非常につかみにくいということがございます。

歳入も今年度の医療費にあたるものが、今年度の歳入で入ってくるというものでなくて、極端に言えば前の年の半年分、ことしの半年分、ことしの後半の半年分は翌年度に行くというようなことで、例えば、今年度の後半分に大きな医療費がかかるようなことが起る。例えば、インフルエンザが大流行してから物すごく医療費がかかるというふうな場合には、国庫補助金は間に合わない、そしてまた、町の国民健康保険税を上げるのも間に合わない。そうしたときに赤字になるというようなときに、突然の大きな歳出を賄うために、この基金が活用されるということでございまして、財源調整に使うということでございますから、特に黒字がどんどんため込んでおるといようなイメージの基金とみられるとちょっと難しい。

この医療保険の会計というのは、全て、ことしで、単年度で決着するものではなくて、今、入ってきておる歳入も、前年度、前々年度、そしてまたそこから推計したものが今度は将来の、今現在この補正予算を出しておるのも、既に推計の数値で出しておるわけですから、そのような形できちっと、一般会計のように今ある歳出の事業に今の歳入を充てるというものではないということとをまず御理解いただいておかないと、きちっとしたその、歳入と歳出が合わんということは出てくると思います。

いずれにいたしましても、翌年度また翌々年度で精算するという部分がたくさんありますので、このことについては、今ここで1億300万円の基金積立金が出ておりますが、トータルすると1億5,000万円になるわけですが、これが一般会計でいう財政調整基金のような基金というふうにイメージにされると、ちょっと違うということでございます。

先ほど言いましたように、歳入も、ことしの医療費に対して、ことしの歳入があるというわけ

でないということを御理解いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号については、佐々木環境生活部長より答弁の訂正がございます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 先ほど補足説明を行いました議案第18号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、119ページ、歳入歳出予算の総額に、先ほど5,004万1,000円と申し上げましたが、正確には、504万1,000円の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 議案第18号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第13号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、議案第19号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、次の本会議といたします。

日程第15. 議案第20号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第20号平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、議案第20号平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の支出に379万5,000円を追加し、9億3,600万8,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費を222万2,000円増額し、3目総係費を67万7,000円減額し、2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費を31万4,000円減額し、3項特別損失2目災害による損失では、先の送水管の破断に関する水道課職員の時間外勤務手当256万4,000円を計上しております。

1ページにお戻りいただきまして、第3条の資本的収入及び支出では、収入を2,418万6,000円、支出を2,249万円それぞれ減額するとともに、不足財源の内訳を変更しようとするものでございます。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債を1,680万円減額するとともに、2項負担金1目負担金を738万6,000円減額するものです。

4ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目施設改良費を2,249万円

減額するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、第4条の企業債では、資本的収入における企業債の減額を反映させたものとしております。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、営業費用における賞与等引当金繰入額の増減や、特別損失における災害による損失として、時間外勤務手当の計上などにより、職員給与費を1,323万6,000円減額し、1億75万1,000円としております。

3ページ以降に、付属資料として補正予算実施計画などを添付しております。

以上が、議案第20号平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと1点だけ教えてください。11ページの貸借対照表がありますが、これの流動資産の貸倒引当金6,549万円、これはもう回収見込みがないということだろうと思いますけど、この金額の内訳というんですか見積もり額というのを御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 豊永水道課長。

○水道課長（豊永 充君） 田中議員さんの御質問に対して、ちょっと今、手元に正確な資料を持っておりませんので、改めて御回答を申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、次の本会議としたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時58分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課のほうから答弁をさせていただきます。豊永水道課長。

○水道課長（豊永 充君） 済みません、先ほどの田中議員からの御質問、水道事業企業会計補正予算書の17ページの貸倒引当金の欄に計上しております6,549万円についてですが、その他の特別損失に計上しております、水道事業で引き継ぐ前の滞納繰越分をその他の特別損失に計上しておりますけれども、そのうちの、料金の未回収の部分についての90%を今年度回収

できないという見込みでこの欄に計上いたしております。

以上でございます。

日程第16. 議案第21号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第21号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）の補足説明に先立ちまして、お配りしております議案に訂正がございますのでお知らせいたします。

ただいまというか、今朝お配りしましたこういう紙があるかと思いますが、お手元に配付しました正誤表のとおり、議案の5ページの第4条資本的収入及び支出の本文のところです、これが「予算第4条本文括弧書を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。」と訂正いたします。お手数をおかけしますがよろしく願いいたします。

それでは、議案第21号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成29年度周防大島町病院事業局補正予算書の1ページをお開きください。

この予算は、12月実績に基づきまして算出しております。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、病院患者数は3病院の入院合計で1,372人、外来合計で3,212人の減少を、介護老人保健施設利用者数も2老健の入所合計で407人、次の2ページになりますが、通所合計で47人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日平均患者数、利用者数を補正しております。

次に、(8)の学生数について、3人減少し、108人を補正しております。

3ページに移りまして、(9)の主要な建設改良事業について、それぞれ入札による事業費減少により、病院改築工事については328万3,000円を減額補正し、合計129万6,000円に、医療機械器具及び備品購入については889万8,000円を減額補正し、合計7,327万9,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条本文を収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。なお、医業費用中報酬1億3,485万8,000円、奨学金2,202万円、旅費交通費591万8,000円、燃料費169万6,000円及び委託料1,557万円の財源にあてるため、企業債1億7,440万円を借り入れると改めます。

収入につきましては、業務の予定量補正に伴う医業収益の減少、特別交付税の確定、調整交付金の交付、過年度奨学金返納等による特別利益の増加により、4ページをお開きいただきまして、合計で1億2,940万3,000円減額補正し、56億6,997万9,000円を見込んでおります。

支出につきましては、給与費の減額、業務の予定量補正による材料費の減額、固定資産の廃棄処分による資産減耗費の増額等により、5ページをご覧くださいまして、合計で8,987万3,000円を減額補正し、56億6,944万円を見込んでおります。

次に、第4条の資本的収入及び支出につきまして、冒頭で訂正申し上げましたとおり、第4条の本文を予算第4条本文括弧書きを削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正すると改めます。

資本的収入につきましては、建設改良事業費の入札による減少に伴う企業債の減額、器械備品整備に対する国民健康保険調整交付金の交付、基金の取り崩しにより、6ページをお開きいただきまして、5億8,050万円を増額補正し、収入合計8億7,610万円としております。

支出につきましては、先ほど収入で触れましたとおり、入札による建設改良事業費の減少により、1,218万1,000円を減額補正し、支出合計8億432万4,000円としております。

第5条の企業債につきまして、建設改良費は入札による事業費減少による減額、医療の確保事業は過疎対策事業債の病院事業局割り当て分増加のため増額し、7ページ上部をご覧くださいまして、合計550万円を増額補正し、6億2,910万円としております。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、給与費を4,652万6,000円減額補正し、31億5,008万円としております。その内容は、職員の育児休暇取得等に伴うものが2,804万9,000円の減、職員の採用、退職等による増減の影響によるものが1,847万7,000円の減となっております。

第7条の他会計からの補助金について、特別交付税の確定、調整交付金の交付により2,930万7,000円を増額補正し11億8,445万2,000円としております。

8ページをお開きください。

第8条のたな卸資産購入限度額について、業務の予定量により算出し5,129万9,000円を減額補正し、合計9億9,509万4,000円としております。

附属資料といたしまして、9ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませ

んか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 3点ほどお尋ねをいたします。

5ページの東和病院資本的収入の固定資産売却代金、これ、こういったものの売却代金なのか御説明ください。

それと、その下の大島病院の企業債60万円ほど減額補正されていますが、これ、9月補正で60万円増額補正されているんですが、どういう経緯なのか御説明ください。

それと、今のこの4条の訂正がありましたが、この記述が誤りであったということ、これ、いつわかったんでしょうか教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、6億円についてでございますが、国債の運用しております基金を取り崩すということで、固定資産に上がっておりますので、固定資産売却代金という形であられております。

また、先ほど御迷惑をおかけしました訂正の部分についてですが、こちらは、こちらの議会事務局のほうに議案を持っていったあと、連絡をしたらもう既に配付済みだったというところで気がつきましたので、今回のこの議場での訂正ということにさせていただきました。

あともう一つの60万円については、ちょっとしばらく。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局財政課長。

○病院事業局財政課長（木村 稔典君） 先ほど、大島病院の企業債の60万円の減額補正というところの内容で御質問がありましたけれども、こちらにつきましては、ちょっと補正予算でたまたまですが60万円計上していた部分があるんですけれども、今回、この収入の下、次のページ6ページにあるんですけれども、支出のほうを見ていただきますと、第3款周防大島町立大島病院資本的支出建設改良費、こちらが入札減等によりまして、事業費58万7,000円減ったことにより企業債の減額ということでございます。

ということで、今回この建設改良費が減少したことによりまして、企業債を減額させていただいたという状況でございます。

以上でございます。（「9月補正で増額されてますよね」と呼ぶ者あり）それにつきましては、そのときは整形外科のオペ用品、ちょっと今手元に資料がないんですけども、そちらその金額で買う予定にしております、60万円を見込んだんですけれども、当初予算で見込んでおりましたほかの医療機器につきましても入札等を行いまして、今回、不用額を落とさせていただきました。その部分がこちら補正しておりますけれども58万7,000円、事業費が減少に伴いますことによりまして、企業債も要は、その事業費に対しまして企業債借入れを起こすわけでござ

いますので、そこを減額させていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。訂正なんですけど、28日の時点で判明していたということであれば、速やかに。資料は配付されていますけど、これを我々に知らせるということは可能だったはずで、私もこの条項で随分、半日ぐらい悩みまして、まさか間違いが書いてあるとは思わないんで、どういうことだろうかと思いましたが、きょう初めてわかるようなことじゃなくて、わかった時点で速やかに御連絡をいただきますよう、これは要望になりますがお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、次の本会議といたします。

日程第17. 議案第22号

日程第18. 議案第23号

日程第19. 議案第24号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第22号周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定についてから、日程第19、議案第24号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてまでの3議案を一括上程し議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第22号から議案第24号までにつきまして一括して補足説明をいたします。

議案第22号周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定につきまして補足説明をいたします。

本案は、若者世帯の転入の促進及び転出の抑制を図り、過疎化による児童数の減少に歯止めをかけるとともに地域を活性化することを目的に、若者世帯が自己負担により住宅を建築するために未活用の町有地等を町が宅地造成し貸し出すため、周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定をするとともに、これに関係する周防大島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

現在、日本全体が人口減少社会に突入している中、地方においては人口流出、少子高齢化が深刻な問題となっております。本町においても昭和55年以降、人口減少が続いておりまして、同時に少子高齢化が急速に進行していることにより、人口構造が変化し、中長期的な視点において、まちの活力やコミュニティの維持について、難しい局面を迎えております。

こうした中で、本町においても周防大島町総合計画後期基本計画に基づき、過疎化や少子化に有効な対策として若者定住促進住宅用地の整備を行い、若者の定住を推進するため、本条例案の制定を行うものでございます。

それでは、本条例案の主な条項について御説明いたします。

第3条の設置については、町長が設置する基準として、農業・漁業等の一次産業や観光業に従事する若者の多い地区を主な整備地域としますが、利便性や地域の実情、あるいは要望等により整備地域を検討していくものでございます。

次に第5条の貸付対象者でございますが、これは、規則の定める条件により、現に生活の基盤が周防大島町にある者または生活の基盤を周防大島町に移そうとする者で、婚姻予定の単身者を含むおおむね45歳以下の1世帯2人以上の当該用地に自己負担により住宅を建築できる者を対象といたしております。

次に、第10条の住宅の建築義務につきましては、賃貸借契約の締結の日から1年以内に建築工事に着手しなければなりません。ただし、天災地変、その他不可抗力による場合等、特別の理由があると町長が認めた場合は、1年を超える工事着手も認めることとしております。

次に、第11条の保証金については、借受人から、あらかじめ保証金10万円を納付していただき、貸付期間の満了時において、この条例案及び賃貸借契約書の規定に違反していない場合には、無償譲渡を行い、所有権移転登記後に保証金を返還するものでございます。

次に、第13条の貸付期間についてであります。借受人が用地を第三者へ転貸することや町外へ転出することを抑制し、定着を促すために適当な期間と考え10年と設定いたしました。

次に、第14条の譲渡及び登記手続については、10年の貸付期間が満了し、本条例案及び賃貸借契約に違反していない場合は、借受人に無償で譲渡するものでございます。なお、譲渡における所有権移転登記の手続きに係る費用については、借受人の負担としております。

次に、第15条の借受人に対する譲渡の特例でございますが、賃貸借契約の日から7年経過後に借受人の希望により契約期間満了までの土地貸付料の残余金を納めてもらうことで無償譲渡ができるものでございます。

最後に、第19条の奨励金の交付についてであります。当初の賃貸借契約から7年後に無償譲渡した場合、無償譲渡が完了した月から当初契約期間の満了月までの土地に係る固定資産税相当額を交付するもので、用地を早期に取得した借受人に対し、有益な制度として盛り込んだもの

でございます。

以上が、本条例案の主な条項の説明であります。

なお、周防大島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正案につきましては、周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例案の第14条及び第15条を運用するにあたり、必要な条項を追加するものでございます。

続いて、議案第23号周防大島町合併地域振興基金条例の制定についてでございます。

この基金は、市町村合併に伴う地方財政措置として、合併市町村のみに発行が認められております合併特例債を財源とするもので、基金を積み立て、合併に伴う町民の連携強化やそれぞれの地域振興に資する事業のための財源として活用するものでございます。

条文の内容は、第1条におきまして、合併に伴う町民の連携の強化及び地域振興を図る事業の財源に充てるため、周防大島町合併地域振興基金を設置する旨を規定しております。

そして、第2条におきまして積み立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理について、それぞれ規定しております。

なお、合併特例債を財源として創設する基金につきましては、合併関係市町数等に応じ標準財政基金規模が算出されるもので、本町の場合、この標準基金規模は約14億7,000万円となります。

この標準基金規模の1.5倍に相当する額が、その団体における積み立て上限額となり、本町では約22億円まで積み立てを行うことが可能とされております。

第5条では、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、基金の一部または全部を予算の定めるところにより処理できることを、第2項では、基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった額の範囲内において処分できる旨を規定しております。

なお、この条例は公布の日から施行できることとしております。

次に、議案第24号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

このたびの条例制定は、平成26年6月25日に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律における介護保険法の改正において、保険者機能の強化の観点から、居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネの事業所の指定権限が、平成30年4月1日から、都道府県から市町村に移譲されることに伴い、介護保険法第81条第3項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準どおり、条例を新たに制定するものであります。

それでは本条例の内容について御説明いたします。

まず目次は、4章で構成しております。

第1章総則、第1条は、趣旨を定めております。

第2条は、用語の定義について規定しております。

第3条は、指定居宅介護支援事業者の指定の資格について規定しております。

第4条は、基本方針を定めております。

次に、第2章人員に関する基準、第5条では、介護支援専門員の員数を定めております。

第6条では、管理者について規定しております。

次に、第3章運営に関する基準、第7条では、内容及び手続きの説明及び同意を定めております。

第8条では、提供拒否の禁止を規定しております。

第9条では、サービス提供困難時の対応を規定しております。

第10条では、受給資格等の確認を定めております。

第11条では、要介護認定の申請に係る援助を定めております。

第12条では、身分を証する書類の携行を規定しております。

第13条では、利用料等の受領を規定しております。

第14条では、保険給付の請求のための証明書の交付について規定しております。

第15条では、指定居宅介護支援の基本取り扱い方針について規定しております。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針を定めております。

第17条は、法定代理受領サービスに係る報告について定めております。

第18条では、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について規定しております。

第19条では、利用者に関する市町村への通知について規定しております。

第20条では、管理者の責務について規定しております。

第21条では、運営規程に定める事項について規定しております。

第22条では、勤務体制の確保について規定しております。

第23条では、設備及び備品等について規定しております。

第24条では、衛生管理等について規定しております。

第25条では、掲示について規定しております。

第26条では、秘密保持について規定しております。

第27条では、虚偽または誇大な広告の禁止について規定しております。

第28条では、指定居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等について規定しております。

第29条では、苦情処理について規定しております。

第30条では、事故発生時の対応について規定しております。

第31条では、会計の区分について規定しております。

第32条では、記録の整備について規定しております。

第4章、第33条では、委任について規定しております。

なお、附則として、条例の施行期日を平成30年4月1日としております。ただし、第16条第18号の2の規定は、平成30年10月1日から施行することとしております。

附則の2は、経過措置として、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができるとしております。

以上で、補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第22号周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 5点ほどお尋ねをいたします。

まず、条文ですが、条例案は提案理由を資料でつけていただくと助かるんですが、それがなくて個別にお聞きしますが、第1条、町有地等というのがありますが、町有地以外も含まれるのはどういうものが含まれるのか御説明ください。

それから7条なんですが、貸し付けの可否の決定というのは、これはどのような方法で行うのか、具体的に御説明ください。

それと9条、この条文の中には町長が定めるという条文がたくさん出てきますけど、この連帯保証人の規定で町長が認める要件というのが出てくるのかどうか、一般的には保証能力があることが大前提ということで、それ以外に町長が認める要件というのどのようなものを想定しているのか教えてください。

それと16条ですが、これも町長が許可すれば1から3項までが可能ということになりますけど、住宅以外をつくったり、転貸、それから形状変更というのは当然できないものと考えられますが、どういう場合に町長が許可されると考えておられるのか御説明ください。

それともう1点は、無償譲渡されて所有権が10年なり7年で所有権移転されるということになっていますが、その後に転売されては意味をなさないと思いますが、そういうことは考えられないのかどうか。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 田中議員さんからたくさん質問いただきましたので、一つずつ答弁をさせていただきます。

まず1点目の町有地等のほかにとはということかということですけども、基本的には今、

遊休、使っていない町有地というふうに考えております。特に「等」というのが町が購入した土地ということもあろうかと思えますけれども、今のところ基本的には遊休、使っていない町有地をこの若者定住住宅用地に充てようという考えでおります。

それから、連帯保証人については、基本的には連帯保証能力があればオーケーというふうに考えております。（「町長が認めたら、その能力がなくてもいいということになっちゃうんじゃないんですか」と呼ぶ者あり）

いえ、連帯保証能力を有し、町長が適当と認めるものでなければならないと。有しでございませぬ。（「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

それから、次が9条、10条の……。 （「7条」と呼ぶ者あり）7条、これは基本的には、提出した書類によって書類審査をした後に、基本的には公開抽選を行う予定にしております。1区画に複数の申請があった場合は、公開抽選でやろうということでございますので、貸し付けの可否の決定というのはそういうことで、書類的に不備がなければ、要件をこれから規則でも定めていきますけれども、要件を全て満たしておれば貸し付けを決定するというような内容でございます。

それから、10条じゃったですかね。（「16条」と呼ぶ者あり）16条、許可なくしてはいけないよということのほかに、どういような場合に許可を想定するのかということでございますが、ここに書かれてある土地の形状を変更することということは、まずはあり得ないと思えますけれども、町有地の大部分を畑にしたりとか、そういうことはだめですよということになります。

あと、ここに書かれてあることについては、基本的には許可はし得ないものと思えますけれども、第1号の居住以外の目的に使用する工作物を設置することということで、小さな倉庫とか、そういったものを建てたいよということもあるかと思えますけれども、倉庫については居住するために必要なものということで認められると思えますけれども、それ以外に想定はされていませんけれども、これは建設しても自分の住宅用地として使うんであって、建設しても支障がないと認めるものが出てくれば、そういった場合には町長が許可をする場合もあり得るというような内容でございます。

それから最後の所有権、10年経過した後に所有権を移転することは考えていないのかということでございますが、基本的に10年間は住んでもらわないと定住ということにはつながらないと思えますので、その定住、貸付期間の長さを何年にするかということでいろいろ検討しまして、最低10年間は住むことを前提とした人じゃないと、この住宅用地は貸し付けないよということでございます。

10年経過後にいろんな、その方の家庭環境の変化とかがありまして、第三者に転売するとか

ということはある得るとは考えております。そこまでを禁じるものではないということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 1条で、基本的には町有地だということなら、この「等」は要らないんじゃないかなと思うんですが、等が入っているということは町有地以外のものも想定しているということなんで、それは何かという質問だったんですが、もう1回答弁をお願いします。

それと、7条と16条はちょっと関連があるような御答弁だったんですが、基本的には16条で町長の許可なく居住以外の目的に使用する工作物を設置することかを規定していると。私が言うのは、これを読むと、町長の許可があれば居住以外の目的に使用する工作物を設置できるというふうに読めるんで、それであれば7条で例えば抽選というか、その申請の要件を満たすかどうか、その部分を最終的には抽選で決めるにしても、結局、その申請を受理するかどうかというのは審査基準を定めておかなきゃいけないと思いますが、そこに含めるのかどうかということをもう1回、今のじゃちょっと釈然としないので、具体的にどういう場合に町長の許可があるのかどうかということをお説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 1条の町有地等というところでございますけれども、余り考えられないことではあるんですけども、例えば、場合によっては町が借り受けて、それをこの事業に供するというのも考えられるかなということもふうには思いますので、そういう意味での「等」というふうにお考えいただけたらと思います。

それと町長の許可なく土地の形状を変えてということをお許可することがあるのかというふうな質問でよろしいでしょうか。（「16条はね」と呼ぶ者あり）

それが、条例ですから、幅広く構えなげきやならんというところもあるんですけども、もし、場合によっては、申請があつて、町長の判断によつたらその形状を変えることも許可せざるを得ない事象があるかもしれない、事例を出せと言われましたら、ちょっと思いあたらないんですが、こういう条例の制定上、こういう拡大というか太く広く構えておく必要もあるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） だから、そこを町長に裁量権を持たさないほうがいいんじゃないかということなんですけど、だからそれを審査基準の中に含めないということですね。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 基本的には、今後、規則のほうで申請書類の様式等を定めてい

くようになりますけれども、あくまでも一次的には書類審査になりますので、その規則の中で提出していただく書類について、所得を証明する資料であったりとか、納税証明書であったりとか、連帯保証人のこと、あるいは周防大島町に土地がどうしても必要な理由とか、そういったものの中で審査をしていくようになろうかと思えます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 禁止事項でございますが、16条の居住以外の目的に使用する工作物を設置することと、この第1号を言いますと、町長にその許可の裁量がなかった場合、居住以外の目的ということになりますと、例えば庭先で何か小さなことをするというふうなときも、それはどの程度の規模なのかとかいうようなこともございまして、居住以外ということも結構出てくるんではないかということも考えられます。

ですから、町長に裁量を持たすほうを制限するかどうかというよりも、反対に、居住以外の目的は何もできませんよと言ったときに、居住以外のものが出てきたときは、じゃあどうするんだというふうなこともありますので、町長の許可なくということで、ごく小規模のものであれば居住以外のものであっても許可できるということではないかというふうに思っております。

ですから、町長の許可があれば何でもできるよというふうに読んでもらうのではなくて、居住以外の目的には使用できないというふうになってしまうと、今度は反対に、全く居住以外のもものが何もできないということがどうかということだと思えます。

ですから、町長の許可があれば、居住以外何でもできるよというふうに思っておるわけじゃないということでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 教えていただきたいんですけども、6ページの10条のところなんですけども、住宅の建設までに1年以内にというところがございます。

そしてもう1点が、14条の10年の貸付期間というところがあるかと思うんですが、この2つなんですけれども、私もほかの自治体のホームページを見たりなんかしまして、いろいろ比較をしてみたんですけども、新しく住宅を建てるにあたって、1年では短すぎるだろうというところもあって、それは2年まで大丈夫ですよですとか、あとは貸付期間が10年のところもあれば、20年のところも、また短いところだと3年というところもありました。

ですので、この貸付期間ですとか建築までの時間、これに関しては、この条例をおつくりになるにあたって、この期間が妥当ということでお決めになられたのかということをお聞きさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） まず、第10条の建築までの期間、これを1年以内にとしてお

るのは、1年以内に建築に着手をしなければならないということで、1年以内に建物が建っていないとダメというのではございません。ですから、1年以内であれば着手するまでにいろんな、業者さんから見積もりをとったりとか、自分がこういった家を建てたいなという構想があると思いますので、それを検討するには十分な期間であろうということで1年という期間を設定しております。

それから、貸付期間の10年でございますけれども、これはさまざまな議論がございまして、例えば20年という長い期間であれば、その間にいろんなことが起きる可能性がございます。例えば、その間に貸付金を払えなくなる可能性もあり得るわけです。ですから、そういった不測の事態が発生しないということを考えれば、貸付期間は短い方がいいとは思いますが。

ただし、貸付期間を短くしてしまいますと、3年たったらもう売って、外へ出て行ってしまうということも考えられますので、定住ということを促すについては、10年というのが適当な期間ではなかろうかということで10年という設定をさせていただいております。

ただ、それでも早く自分のものにしたいよという方、資金的に余裕があるよという方については、7年目でもその貸付金の相当部分を払っていただければ、無償で譲渡いたしますよという規定をそこで盛り込んだということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） ありがとうございます。

私が聞かせていただいたのが、この若者の定住促進というのは、町の存続にかかわる大切な事業だと思っております。ですが、いろんな自治体に移住の方を呼び込もうと色々なPRをなさっておられる状況です。ですので、見比べる、競争するというような状況に今なっているかなと思いますので、いろんなインパクトのある訴えをしないと、なかなか見てもらえないのかなというようなところもあります。

あと、条例の文の中で、周防大島町に今住んでいる若者の人たち、またUターンの人たちをより歓迎するような文言を入れていただくともっとよろしいなと思うところと、あと自治会の活動をやってくださいとかいうような文言を条例に入れておられる自治体もありましたので、また、そのあたりも御検討いただければと思います。

済みません、以上です。

○議長（荒川 政義君） 自治会ね。（「自治会です」と呼ぶ者あり）要望として執行部に伝えます。

ほかに質疑はございませんか。尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 先ほど副町長のほうからの説明であったと思うんですが、再度確

認をしたいと思います。

ここで言う、若者定住の若者とは、若者の定義ですね、定義っちゃおかしいですね。どのぐらいの年、年齢までを思っているのか、結構、年の方でも子供さんはお小さいとかもいらっしゃるんじゃないかなとか思うわけで……。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 若者の定義というのは、なかなかこれは難しいかとは思いますが、ここで言う、この条例に関して申し上げれば、先ほども申し上げましたけど、45歳以下の、世帯人数までも言いましたけれども1世帯2人以上の方が住まれるようなものというふうに条例上は定義していますが、若者といいますと、なかなか定義づけは難しいかなというふうに思います。（「45歳以下」と呼ぶ者あり）現状はです、はい。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第23号周防大島町合併地域振興基金条例の制定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 6条のところで1点だけ教えてください。

基金の管理及び運営について町長が定める内容というのは、どのような内容になるのか、それと、この基金を使って行う事業の事業効果、それはどういうふうに検証方法を考えておられるのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、6条の委任についてでございますが、これはどの基金条例においても、こういう記述というのがあるんですけども、この基金条例の中で補えない部分があったときに、その中で町長が定めなければ運用ができないというところの事象があったときのための条項であるというふうに考えていただけたらと思います。

それと、合併特例事業債を使うものですから、これの対象になるのは、新町建設計画とか合併特例事業として認められるものというふうに限定されますので、そういったところで他の合併特例事業と同じように、検証にあたって、そこら辺と同じような対応になるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 提案理由の説明でも申し上げましたが、この合併地域振興基金条例を制定して、振興基金を10億円造成しようということでございますが、5条の処分ですか、このことについて、例えばどういうふうなときに処分をするのかということが当然あると思いますが、

提案理由でも申し上げましたように、当面すぐに、これを私たちは活用しようというふうにいるわけではございません。

そして、なおかつ、この基金を造成したら当然ながら特例債を償還していかなければなりません。償還した額に見合うほどが取り崩しが可能な額になるわけでございますので、当然ながら、10億円積み立てたからすぐ10億円が取り崩せるというわけじゃございません。償還した部分だけでございます。

今、私が考えておるのは、すぐにこの基金を取り崩して地域振興とか、または合併の計画にあるようなものに充てるというような具体的なことは思っておりません。

なぜならば、当面、今それぞれの基金はそこそこに積み立てを行っております。ですから、私たちは将来の周防大島町の振興策のために、今、積んでおこうというような気持ちでございます。

当面、すぐに必要な事業等があれば、それは財政調整基金も50億余りあるわけでございますから、ここを活用する。または、それぞれの特定目的基金がございますので、これを活用しながらやっていけることができるというふうには思っております。

ですから、何にこれを充てることを想定しておるのかと言われてますと、将来の周防大島町の財政運営に持っていきたいというふうには思っておりまして、若い皆さん方は将来ずっと見られるかわかりませんが、私たちがおる間に取り崩して何かをしようというふうなことは、今考えていなくて、将来、当時の周防大島町がこの基金を積み立ててくれておって非常に良かったと言われるようなことになるようにというふうな気持ちで基金造成をしておきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第24号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 済いません。4点ほどお尋ねをいたします。

3条、指定居宅介護支援事業者、これを法人である者ということにしてありますが、単に法人という規定なんです、今の時代ですから、一般的な話として暴力団の排除についてここに明記すべきではないのかということ。

それと15条の2項、支援サービスの質と評価と改善ということ、この15条2項で求めてありますが、これも評価ということであれば、今の時代ですから第三者評価というものを規定しておくべきではないのかと考えられますがいかがでしょうか。

それと22条、介護支援専門員と従業者の勤務体制の確保というものが規定されておりますけ

ど、この3項で介護支援専門員の研修の機会の確保というものが規定されているんですが、この条項、この条例の目的からすれば、介護サービスの質の向上というものが大きな目的であると思いますので、そうであれば介護支援専門員の研修の機会とともに、この従業者の研修の機会の確保ということにも言及すべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

それともう1つ、32条に居宅サービスに関する記録の整備というのが規定されておりますが、これが保存期間が5年というふうに規定されておりますが、この5年とされた根拠を教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 田中議員さんの、3条の法人であるという規定で、暴力団の排除規定を入れるべきではないかということですが、これにつきましては、厚生労働省で定める基準である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、先ほど副町長が提案理由で御説明申し上げましたが、その国の基準どおりに定めております。

15条の第2項ですが、質の評価を行いというところですが、これはケアマネが作成をいたしましたケアプランによって、要介護の状態の軽減や介護状態の悪化防止につながったかというのをケアマネ自身が評価をして改善を図っていくという規定でございます。これについても国の基準どおりに定めております。

第22条のところですが、これにつきましてもケアマネの研修の機会を定めているというものでありまして、あくまでもこの条例自体がケアマネの研修という、資質の向上を図るというふうなことで、それ以外のことについては、この国の基準によって定めておりますので規定しておりません。

そして最後の記録の整備でございますが、5年につきましては、介護給付費が公法上の金銭債権でありまして、消滅時効が5年というふうなことで、この間において事業者において関係書類を保存をしていただく必要があるというふうなことで5年としております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 厚労省の基準が、基準どおりというか、基準をモデルにしてつくられたということなんでしょうけど、それはそれとして、これは条例なんで、町としてもっと主体的にというか、町として、この介護支援サービスの質の向上ということを図るためには、やっぱり努力義務で設けると、何もかも厚労省の基準どおりにやらなきゃいけないというものではないと思いますんで、町として努力義務でも設けるといって、そういう姿勢を示すことも条例をつくる上で必要なんじゃないかなと思います。その辺で検討の余地があるのかどうか、そこら辺を

御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 近藤介護保険課長。

○介護保険課長（近藤 晃君） 田中議員さんのほうから、国の基準どおりでなくても町の独自基準もあってしかるべきではないかと、こういう御質問がございました。今回、この条例でございますが、第5次の地方分権一括法、これは地方の条例制定部分の地域の実情に応じた条例制定の拡大ということが、平成25年ぐらいに規定をされたというふうに記憶をしております。

その際、国は地方が条例を制定する場合において、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準という2つの基準を設けております。従うべき基準というのは、あくまでも絶対にこのとおりにしてくださいと、参酌すべき基準というのは、地域の実情に応じて、地域の判断で少しそこは変えてもいいですよという部分、それから田中議員さんがおっしゃられる部分で、それ以外の部分というところで先ほどございましたが、暴力団の排除といったようなこと、これを定めることができないかということになると、それは地域の実情に応じて定めることが可能であるというふうに私は理解をしております。

ただし、今回、この条例制定は、介護保険法の第81条の第3項において、市町村がこの居宅の基準の条例を定める場合にあっては、あくまでも国が定める従うべき基準と参酌すべき基準で条例を制定してくださいというふうに書かれてございます。ですから、市町村の実情に応じて加えることは可能でありますけれども、今回は、うちは国の基準をあえて変える必要はないということで、基準どおり改正をしておるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終結しましたので、議案第22号から議案第24号までをお手元に配付してある議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第24号までをお手元に配付してある議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後3時21分休憩

.....

午後 3 時 35 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 20. 議案第 25 号

日程第 21. 議案第 26 号

日程第 22. 議案第 27 号

日程第 23. 議案第 28 号

日程第 24. 議案第 29 号

日程第 25. 議案第 30 号

日程第 26. 議案第 31 号

日程第 27. 議案第 32 号

日程第 28. 議案第 33 号

日程第 29. 議案第 34 号

日程第 30. 議案第 35 号

日程第 31. 議案第 36 号

日程第 32. 議案第 37 号

日程第 33. 議案第 38 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 20、議案第 25 号周防大島町役場の位置を定める条例等の一部改正についてから、日程第 33、議案第 38 号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてまでの 14 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 25 号から議案第 38 号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 25 号周防大島町役場の位置を定める条例等の一部改正についてであります。

周防大島町役場東和庁舎につきましては、現在、東和総合センター横へ移転することとし整備を進めておりまして、その移転に伴い、移転に関する周防大島町役場の位置を定める条例、周防大島町総合支所及び出張所設置条例、及び、周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、附則として、この条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

次に、議案第 26 号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてであります。

山口県からの自立支援医療の精神通院医療における所得区分算定の権限移譲に伴い、平成

30年4月より周防大島町にて、この医療の所得区分算定を実施できるよう、条例の一部を改正するものであります。

現在、申請者には、所得区分算定のために年金証書等の写しの添付をお願いしておりますが、この条例改正により、申請時に個人番号の記載があれば周防大島町が年金給付に関する情報を直接日本年金機構から得られるため、申請時の年金証書等の写しの添付が省略でき、より迅速に所得区分の算定及び受給者証の発行が可能となるものであります。

なお、附則として、この条例の施行日を平成30年4月1日からとしております。

続いて、議案第27号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部が改正され、農業委員会の必須事務が、それまでの農地法に基づく事務に加え、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等という、農地利用の最適化の推進に関する事務が新たに必須事務として位置づけられました。これを受けて、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進することを目的として、国が農地利用最適化交付金を創設したところでございます。

このたびの条例の一部改正では、国の農地利用最適化交付金事業を活用して、新たに必須となった事務への活動及び成果の実績に応じた農業委員会委員の報酬の上乗せ措置を可能とするため、地方自治法第203条の2第4項に基づき、周防大島町報酬条例及び費用弁償条例の一部を改正しようとするものでございます。

農地利用最適化交付金事業の実施主体は、新制度に移行した農業委員会が対象となり、交付の対象となる期間は、事業実施年度の4月1日から翌年の3月31日までとなっております。

昨年末時点で、全国では64.3%の農業委員会が報酬条例の整備済み、または整備予定という状況でございましたが、山口県内での条例の整備状況は25%にとどまっており、速やかに条例の整備を行うよう国、県から求められているところであります。

本町の農業生産力の増進、経営合理化のためには農地利用の最適化を一層推進する必要があり、農地利用最適化交付金事業を活用してその推進に資するため、条例の改正を提案する次第でございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第28号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

山口県人事委員会は、昨年10月18日に一般職の給与等について勧告を行い、山口県はこれを受け、勧告どおり平成30年度の諸手当の見直しを行いますが、当町におきましても同様に人事委員会勧告に沿った条例の改正をしようとするものでございます。

それでは、改正の要点につきましては、逐条に沿って御説明申し上げます。

まず、扶養手当の見直しでございますが、第8条の関係規定を改正するもので、配偶者に係る手当の月額を6,500円に引き下げ、子に係る手当の月額を1万円に引き上げるとともに、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る月額手当である1万1,000円を廃止するものでございます。

なお、職員に配偶者がいない場合の扶養親族に係る手当を廃止することに伴い、同条第4項を削りますので、第5項及び第6項については、1項ずつ繰り上がるものでございます。

第9条第1項については、第8条で削った配偶者がいない場合の扶養親族に係る手当の廃止に係る規定を削り、第2項については、第1項と同様に廃止規定を削るもの及び規定の体裁の修正をし、第3項前段については、同項に規定する規定を号建てするもので、同項後段は第1項と同様に廃止規定を削るものでございます。

次に、通勤手当の見直しでございますが、第10条第2項中の手当の上限額について改正を行うものでございます。第1号においては、交通機関等を利用し運賃等を負担とすることを常例とする職員への月額の上限を7万円に引き上げ、第2号において、自動車等を使用することを常例とする職員への月額の上限を2万5,100円に引き下げ、第3号においては、交通機関等と自動車等を併用することを常例とする職員への月額の上限を7万円に引き上げるものでございます。

なお、附則第1項は施行期日を定めるもので、平成30年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、扶養手当に関する特例としまして、平成30年度においては、配偶者に係る手当の月額6,500円とあるのは1万円とし、子に係る手当の月額1万円とあるのは8,500円とし、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る月額手当の1万1,000円の廃止については、子にあっては1万円、子以外の扶養親族は9,000円を支給しようとするもので、受給者の影響を鑑み、段階的に制度の改正をしようとするものでございます。

今回の改正による年間の影響額でございますが、扶養手当及び通勤手当を合わせ約900万円の減額となる見込みでございます。

続いて、議案第29号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月27日に成立し、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正部分については、平成30年4月1日から施行されることに伴い、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正をするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明させていただきます。

45ページ上段、第2条課税額についてであります。これは法律改正にあわせて改正するので、課税額の定義の変更をするものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

ただし、この条例による改正後の周防大島町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものといたします。

続いて、議案第30号周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

平成16年10月の合併時、大島文化センターに8名の職員を配属いたしました。1階事務室には職員が入り切れないため、2階の旧研修室3を事務所として使用し、現在に至っているところでございます。

平成30年度の社会教育課の再編に伴いまして、事務所を1階事務室に移し、これまで事務所として使用していた部屋を研修室3として住民の方々に使用していただくことを計画しております。使用料は、別表のとおりでございます。他の研修室同様、旧大島町当時の額に消費税率を乗じた額を設定しております。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第31号周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてであります。

周防大島町B&G海洋センター体育館は、昭和58年のオープン以来、34年が経過していますが、現行の使用環境の改善や災害時の避難所としての機能向上を目指して、今年度、実施設計等業務委託費442万8,000円、工事費約4,390万円で空調設備を設置したところでございます。

これに伴いまして、冷暖房機能が追加となりますので、当該施設の冷暖房設備使用料を定めることにつきまして、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

続いて、議案第32号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2の規定が新設されます。これに伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなります。このため、周防大島町が行う後期高齢者医療の事務の規定中、対象となる被保険者を新たに加える必要があることから、周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正をするもので

ございます。

それでは、新旧対照表に基づいて御説明いたします。54ページをお願いいたします。

条例第3条の保険料を徴収すべき被保険者につきましては、法律改正にあわせ、対象となる被保険者を新たに加えるものでございます。

附則第2項及び第3項は、時限的措置であり、既にその目的を達成しているため削除し、附則第4項を第2項とするものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第33号周防大島町介護保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者保険料率の改定に伴い、周防大島町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの介護保険料の改正は、平成29年度末で町の介護給付費準備基金残高が1億円程度見込まれること、また、介護報酬が平成30年度から0.54%引き上げられること、平成31年10月に消費税が8%から10%に引き上げられる予定であること、さらに、第7期の第1号被保険者の保険料の負担割合が22%から23%に引き上げられ、また、第2号被保険者の負担割合が28%から27%に引き下げられること、さらに、町長が行政報告で申し上げました看護小規模多機能型居宅介護を新たなサービスとして実施すること等を総合的に勘案し、基準額を月額5,500円から5,950円に改定するもので、率にして8.2%の増としております。

それでは、58ページの新旧対照表に基づいて御説明いたします。

第4条第1項は、保険料率について規定したものであります。

現行の平成27年度から平成29年度までとあるものを、平成30年度から平成32年度までと改正するものであり、第1号から第9号までの各号では、介護保険施行令に基づき、所得段階に応じた保険料の額を定めております。

第1号は、保険料区分の第1段階として、現行の3万3,000円を3万5,700円に改正するもので、基準額の7万1,400円に0.5を乗じたものになります。

なお、第4条第2項の規定に基づき、第1段階の保険料は、平成30年度から平成32年度までは、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減を行い、保険料率を0.5から0.45とすることとし、3万2,130円となります。

第2号は、第2段階として、4万9,500円を5万3,550円に改正するもので、基準額に対する割合は0.75となります。

第3号は、第3段階として、4万9,500円を5万3,550円に改正するもので、基準額に対する割合は0.75となります。

なお、第2段階と第3段階の保険料額・率が同額となっているのは、平成26年度に施行された医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正で、平成27年4月から消費税による公費を投入して、第1段階から第3段階までの保険料の軽減を行う仕組みを設けることとしていたところを、消費税10%の引き上げが平成29年4月まで延期され、さらに平成31年10月まで再延期されたことに伴い、介護保険施行令で第1段階のみが軽減の対象とされたことによるものであります。

第4号は、第4段階として、5万9,400円を6万4,260円に改正するもので、基準額に対する割合は0.9となります。

第5号は、第5段階として、6万6,000円を7万1,400円に改正するもので、基準額に対する割合は1.00で月額5,950円となり、この額が基準額となります。

第6号は、第6段階として、7万9,200円を8万5,680円に改正するもので、基準額に対する割合は1.20であります。

第7号は、第7段階として、8万5,800円を9万2,820円に改正するもので、基準額に対する割合は1.30であります。

第8号は、第8段階として、9万9,000円を10万7,100円に改正するもので、基準額に対する割合は1.50であります。

第9号は、第9段階として、11万2,200円を12万1,380円に改正するもので、基準額に対する割合は1.70であります。

第4条第2項の規定は、先ほど御説明いたしましたとおり、消費税を活用した低所得者の介護保険料の軽減強化として、第1段階の保険料2万9,700円を3万2,130円に改めるものであります。

なお、消費税の8%から10%への増税が平成31年10月に予定されていますが、現段階においては、介護保険施行令の改正が行われていないことから、適用の期間を平成30年度から平成32年度とするものであります。

第16条の罰則規定は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、対象者が改正されたことにより、第1号被保険者を被保険者に改めるものであります。

附則において、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項で経過措置として、改正後の周防大島町介護保険条例第4条第1項の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるものとしております。

また、第3項では、改正後の周防大島町介護保険条例第4条第2項の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用し、平成27年度から平成29年度までの各年度の保険料は2万

9,700円としております。

なお、本条例の改正に際しましては、介護保険運営審議会及び高齢者保健福祉推進会議の承認を得ていることを申し上げ、議案第33号の補足説明とさせていただきます。

議案第34号から議案第36号までの3議案につきましては、改正の趣旨が同様でありますので、まずその内容について御説明を申し上げ、それぞれの議案については、そのあとに説明をさせていただきます。

指定介護予防支援、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等については、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として市町村条例で定めることとされており、この基準を満たす指定事業者が、指定地域密着型サービス等を提供することとされております。

このたびの改正は、町長が行政報告の中で申し上げましたが、平成29年6月2日に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律における介護保険法の改正に伴い、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、新たに共生型サービスを創設し、平成30年4月1日から、児童福祉法や障害者総合支援法の指定を受けている事業者も、市町村条例の基準を満たせば、共生型サービスとして介護保険サービスを提供できることとなるものであります。

また、日常的な医学管理や看取り、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護療養型医療施設を引き継ぐ形で介護医療院を創設したことによるものであります。

なお、介護医療院の創設は、平成30年4月1日に施行されるのに対し、介護療養型医療施設は、現行法では平成30年3月31日に廃止されることとなりますが、介護医療院への転換に準備期間が必要であることから、6年間の経過措置が設けられております。

この共生型サービスや介護医療院等に関する基準等について見直しが行われ、厚生労働省令である、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、及び、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等が改正され、平成30年4月1日付で施行される予定となっております。

さらに、国では、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度、定期的な介護保険制度の見直しを実施しておりますが、平成30年度に向けて、この共生型サービスや介護医療院等に関する基準等について見直しが行われ、厚生労働省令である、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、及び、指定地域

密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、平成30年4月1日付で施行されることとなっております。

これら3つの厚生労働省令の改正を受け、本町の条例についても一部改正を行うものであります。

なお、3つの省令は、官報で150ページを超える改正であり、全てを説明することは大変困難でありますので、各議案の補足説明は、条例改正部分のみとさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第34号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をいたします。

第4条第4項については、共生型サービスの創設に伴い、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にするための改正であります。

第7条第2項については、公正中立なケアマネジメントの確保のため、利用者は、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける旨を規定したものであります。

また、第7条第2項の次に第3項として新たな項を加え、入院時における医療機関との連携促進の観点から、居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう義務づける旨を規定しております。

なお、新たに3項が追加されたことにより、第4項から第7項までが1項ずつ繰り下げられることに伴い、所要の改正を行っております。

第31条第2項については、記録の保存を国の基準は2年間ありますが、介護給付費等の請求に係る時効が5年であるため、これは町独自の基準といたしまして、5年間に改正しております。

第33条第9号については、サービス担当者会議へ利用者及びその家族の参加を基本とすることを加え、第14号の2として、利用者の口腔に関する問題や服薬状況、ケアマネジャーが把握した利用者の状態等について、主治医に必要な情報を伝達することを義務づける旨を新たに規定しております。

また第21号の2として、利用者が医療系サービスを希望している場合は、利用者の同意を得て主治医に意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治医に対し、ケアプランを

交付することを義務づける旨を新たに規定しております。

附則において、この条例は公布の日から施行するものとしております。

次に、議案第35号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、目次第3章の2では、条の追加に伴う改正を行っております。

第1条趣旨では、共生型地域密着型サービスの特例を定めた第78条の2の2第1項を加えるものであります。

第2条では、用語の定義に共生型地域密着型サービスを規定するため、新たな号を加えております。

第3条では、町長が行政報告で申しあげました看護小規模多機能型居宅介護は、在宅医療と介護サービスが一体的に提供され、多くの効果が可視化される状況ではありますが、なかなか全国的な普及が進まないことから、サービス供給量を増やすため、指定事業者の有床診療所——ベッドが19床以下の診療所のことを指しますが、この有床診療所の参入を進める旨の改正であります。

第4条では、地域密着型サービス事業者が連携するものを市町村に改めるものであります。

第17条の6の次に2条を加え、第17条の7から17条の11までを2条ずつ繰り下げ、第17条の7として、共生型地域密着型通所介護の基準を規定しております。

その内容は、共生型地域密着型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援または放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、共生型通所介護の指定が受けられるものとする基準として、従業員の員数及び技術的支援等を規定しております。

第17条の8は、共生型地域密着型通所介護の準用規定を加えております。

第19条第1項、第29条第1項及び第37条第1項は、従業者、代表者等の資格に、介護医療院を加えるものであります。

第63条については、第3条の改正規定で御説明いたしました看護小規模多機能型居宅介護のサービス供給量の観点から、サテライト型事業所を創設し、新たな基準として、管理者は、本体事業所との兼務を認める旨を規定しております。

第64条については、看護小規模多機能居宅介護事業者の代表者資格に、介護医療院を加えております。

第66条は、看護小規模多機能居宅介護事業の準用規定であります。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

続いて、議案36号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準等を定める条例の一部改正についてであります。

第2条については、地域密着型介護予防サービスを規定した介護保険法の第8条の項ずれに伴う改正であります。

第5条については、認知症を規定した条項を第5条の2第1項に改めるものであります。

第6条第1項、第19条第1項及び第27条第1項については、各施設の従業者、代表者の資格に介護医療院を加えるものであります。

附則において、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上が、議案第34号から議案第36号までの補足説明でございます。

続いて、議案第37号周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正についてであります。

現行の排水設備指定工事店の指定制度におきましては、各市町は指定業者の全てを直接管理しておりますが、複数の市町で営業する業者に対しては、当該複数の市町間での管理事務の重複や遠方に営業所を有する業者の実態把握が難しいことが見受けられます。

これらの事務軽減のため、平成28年3月30日に締結した広島市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を受け、連携協約参加市町で排水設備指定工事店の広域運用について協議を重ねてまいりましたが、ことしの1月10日付で、広島市から排水設備指定工事店の指定制度の広域運用の内容等について確認があり、本町としては異議がない旨の回答をしたところでございます。

この広域運用により、各市町は、指定業者のうち、それぞれの市町内に営業所を有するもののみを直接管理し、地元業者以外の指定業者については、業者の営業所の所在地を管轄する市町から必要な情報の提供を受けて管理することで、管理事務の重複の軽減や指定制度の広域的運用が可能となります。

それでは、その内容につきまして御説明いたします。

議案つづりの78ページをお願いいたします。

第1条の公共下水道設置及び管理条例、第8条第1項第3号、第2条の農業集落排水処理施設設置及び管理条例及び第3条の漁業集落排水処理施設設置及び管理条例、第11条第1項第3号の一部改正では、指定工事店の指定基準要件の1つとして、山口県内に営業所がある者に、今回の条例改正にあわせて改正する周防大島町排水設備指定工事店規則の別表に掲げる、広島県の連携協約参加市町に営業所がある者を追加するものでございます。

なお、附則として、本条例の施行日を平成30年7月1日からとしております。

最後になりますが、議案第38号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてであります。

本案は、政策空き家となっている町営住宅を用途廃止しようとするものであります。

町営住宅の用途廃止につきましては、議案つづり 82 ページの資料のとおり、政策空き家となっている町営住宅の赤松住宅 2 戸と一般住宅の大泊住宅 1 戸を用途廃止しようとするものであり、今回の改正によりまして、町営住宅等の総管理戸数は、3 戸減の 679 戸となります。

なお、附則として、この条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

以上が、議案第 25 号から議案第 38 号までの補足説明であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第 25 号周防大島町役場の位置を定める条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 26 号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 27 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、質疑はございませんか。
田中議員。

○議員（5 番 田中 豊文君） 3 点ほどお尋ねをいたします。

まず、この能率給の支給額というのは、70 万 2,933 円以内ということになっていますが、これはどういう方法で定めるのか、どれぐらいの水準になるのか、これが限度額でしょうか、大体どれぐらいの水準になるのか教えてください。それと、70 万 2,933 円という限度額というのは、どういう根拠で定められたものか。

それともう一つ、最適化委員というのは、現場に出ていろいろな仕事をされるから能率給というのが適用されるというのもわからないでもないですけど、農業委員の仕事というのは、これまでとどう変わるのか。それと、この報酬が想定する活動というのはどの程度のものなのか、その辺を御説明をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） それでは、田中議員さんの農業委員会の委員報酬についての御質問にお答えいたします。

まず、議案で能率給というふうに書いてありまして、70 万 2,933 円という数字を上げております。この根拠でございますが、ここに書いてありますように、町長が別に定める額という

ふうに、町長に委任をしております。ということで、この一部改正が御議決いただけましたら、周防大島町農業委員会の委員等の報酬の支給に関する規則を制定する予定としております。

現在、この規則についてもありますが、たたき台程度のものは案としてつくっております。この案により説明をしたいと思っております。

この報酬の額は、能率給として活動実績割と成果実績割の2つに分けております。

まず、活動実績では、規則第3条としておりますが、農地利用最適化業務日誌の委員等ごとに——委員というのは農業委員と適正化委員さんのことを指しています——ごとの報告日数に5,000円を乗じた金額。なお、1日の活動時間が4時間に満たない場合は2分の1を日数として報告日数を計算します。この算定額が7万2,000円を超えた場合は7万2,000円とし、委員等が年度途中で就任または退任した場合は7万2,000円を在職日数に応じて日割り計算した額としております。

次に、成果実績割の計算式でございます。これについては、国の事務次官通達により、農地利用最適化交付金事業実施要綱第3の2に定める成果主義に応じた交付金の交付額を委員等全員の延べ日数、在職日数で除し、というような計算式により額を定めることとしております。このことをもとに計算をしますと、先ほど申しました、まず活動実績交付金というのは、その国の要綱に基づき、農業委員及び推進委員の人数掛ける6,000円掛ける12月となります。これを計算しますと、活動実績交付金は252万円となります。これを年、1人月6,000円となり、7万2,000円を上限としておりますので、活動実績の7万2,000円がまず1つあります。

次に、成果実績のことでございますが、成果実績の計算式につきましては、農業委員及び推進委員の人数掛ける1万4,000円掛ける12月掛ける別添による評価点の合計割る9という計算式でございます。この評価点というのが、またいろいろ国の要綱にございまして、それが26になります。この式にあてはめますと、農業委員、適正化委員、35人掛ける1万4,000円掛ける12月掛ける(26割る9)で1,698万6,666円となります。先ほどの7万2,000円と、この1人当たりの最大年額48万5,330円を足しますと、それに今度、成果実績のほうで各委員さんの活動日数をまず出します。ある委員さんは年間365日のうちに200日出ます。出ない人は50日ですということで、その活動日数によって上位の3分の1と下位の3分の1と、あと真ん中の方がおります。その方に、上位の3人は1.3を掛けます。下位の方はコンマ7を掛けます。

○議長(荒川 政義君) 部長、もっと簡潔に答えて。そんなこと求めていないよ。(「どうしましょうか」「大体、標準額はどのぐらいになるんかね」と呼ぶ者あり)

○産業建設部長(池元 恭司君) それをですね、この27年度の実績でやりますと大体1人35万円程度の実績活動になります。数字の根拠と言われたので、その根拠を今説明していたん

ですけど、濟いません。

次に、農業委員さんと適正化委員さんの話ですが、農業委員会は、農地の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者から農地利用最適化推進委員を委嘱して、農地集積達成度とか遊休を解消することを推進していくのが推進委員さんで、農業委員さんは法的な農地法に基づく法の適用を審査するのが農業委員さんの役割となっております。

それで答弁いいですか。とりあえず、はい。一旦これで答弁いたしました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） よくわかりませんでしたが、要するに35万円ぐらいが能率給で支給されるということが想定されるということのようだったんですが、結局、今までとどのように仕事が変わるのか、変わらないのか。変わらないのであれば、例えば今、基本給で21万円なり18万7,000円というのが年間あると。能率給ですから、実績に応じてというところがあるんでしょうけど、30万円なりの金額が加算されるということですよ。であれば、やっぱりほかの委員さんもいろいろ報酬が決まっていますが、そういう委員さんと比べてバランスというのもある程度考慮せないけんのんじゃないかなという気がするんですが、この点、50万円ぐらいに年間なるわけですが、そこでどういうふうに今までと仕事が変わって、この能率給が支給されるのかというところを説明してほしいです。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 理由としたら、先ほど副町長のほうの補足説明のとおりではございますが、まず、そもそもの話となると、国の農林水産省のほうの施策になろうかと思えます。成長戦略の主要課題として農業改革を打ち出したことにより、平成26年の規制改革国民会議の答申に基づいた農業委員会等に関する法律の改正法案が8月28日に可決し、同年9月4日に公布されたところです。

それをもとに、本町の農業委員会については、条例改正が28年4月1日に施行され、その委員の選任についても平成29年6月の定例会にて同意を得たところでございます。その法改正により、農地利用の最適化事務は農業委員の必須事務として積極的に取り組んでいくことが強固に位置づけられました。結局、その中で能率主義を国のほうの施策として、各自治体のほうに要請があつて今回の費用弁償条例の改正に至ったところでございます。

他の委員については、ちょっと私の知るところではございませんので、産業建設部としたら、国の方針に基づいて一部改正を行ったということでございます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） ちょっと待って、質疑が終わるまでもう一回ある。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 条例ですから、この70万2,933円というのが、これは町で決めるわけですよ。だから、その金額を決めるその根拠というのが、どういうふうに導き出さ

れているのか。それが適正なのかどうかというのはやっぱり、ほかの委員のことは所管じゃないからしようがないでしょうけど、ただそのバランスというのは考えなきゃいけないんじゃないかと。それが固定されたら最低限のこの金額を定めなきゃいけないというんであれば仕方ありませんけど、じゃあその金額の根拠は何かということをお教えいただきたいのと、もう一つは、最適化委員というのは、今、実際に何名いらっしゃるのでしょうか。教えてください。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 最適化委員については現在21名、農業委員については14名でございます。もし、議長さんの同意があれば資料等も今準備しますので、その説明をもってまたしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午後4時28分休憩

.....

午後4時46分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの費用弁償等についての資料は、今お手元に配付してあるとおりです。これ全部で3枚ある。また、これについて質疑がございましたら、産業建設部のほうにぜひお問い合わせください。

お諮りいたします。本日の会議は5時を過ぎると予想されますので延会をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定しました。

それと、本会議終了後に全員協議会を予定しておりましたが、これは20日の日の午後1時半から全員協議会をすることに振り替えます。20日の1時半からに振り替えたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。（発言する者あり）

ごめんなさい。今の、延会じゃなくて延長することにいたしたいと思います。申しわけございません。延長です。延会ではございません。

議案第28号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） このたびの改正で、今の扶養手当と通勤手当、これは県の人事委員会に準じての改正というふうに理解してよろしいのでしょうか。それで、国のほうの人事委員会とイコールというふうに考えてよろしいのか、その辺説明していただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） 失礼します。吉田議員さんの御質問にお答えいたします。

本町の場合は、御指摘のとおり山口県の人事院勧告に準じております。同額でございます。国においては、扶養手当においては同額でございますが、国は平成29年度から実施をしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第29号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第30号周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まず、ちょっと細かい話で済みません。新旧対照表の原稿のほうに空欄になっている表があるんですが、これは現行条例を確認したら空欄にはなっていないんですけど、どういうことでしょうか。

それと、空調料金の件なんです。昨年、第2回の定例会で空調料金の統一について前向きな答弁があったと思いますが、これをほかの同様の施設、総合センターと名がつくものの空調使用料を見ると時間当たり210円、一番安いところで50円から一番高いところで310円というのがありますが、これは使用料の5割という決め方となっていて、ちょっと整合性がどうなのかなというところがありますが、この点について説明をいただきたいのと、あと……、まあちょっと以上2点お願いします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 失礼します。新旧対照表の空欄については、ここの部分が変わるといふことの明示をしたというところで御理解をいただければと思います。

あと、空調料金の統一につきましては、6月議会であったかと思いますが、田中議員さんからの御指摘を受けまして、今現在いろいろ担当課のほうで資料を集めて比べたりといふところの表をつくったりといふところを進めているところでございますが、現状まだどのようにするかという方針を検討する段階まで至っておりません。大変申しわけございません。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 失礼します。田中議員さんの御質問に対しまして、今、次長のほうが申し上げましたように現在のところまだ調整はとれておりません。それで、空調料金と貸

し館の部屋の料金等も含めて考えておりまして、現在はその料金の統一というところまで至っておりませんが、今後、統一について協議してしっかりと答えを出していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 統一について御検討よろしくお願ひしたいと思ひますが、もう一つ、ここへ夜間時間というのがあります。夜間は午後5時から午後10時までというのがあるんですが、この時間というか、単価設定がこの場合は、昼間は1時間当たり540円とかなっていますが、夜はこれ一定額ということだと思ひんですが、5時から10時まで1時間使おうが4時間使おうが3,990円ということだと思ひんですが、これもほかの施設と比べると昼夜同じ時間単価のともあれば、昼夜一定額のともあるし、夜間は2割り増しというところもありまして、まあばらばらということと。

それと、まあ不思議なんですけど、夜間の定義も大島ここも含めて、久賀、橋は17時から22時となっているんですが、東和は4月から9月が18時30分から6時まで、10月から3月が17時30分から6時30分と非常に細かく分けられている。まあ、同じ町内で夜の時間設定が違うというのもちょっと問題ではないかなと思ひますが、その辺も含めて御検討していただけるということによろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 昨年の6月でしたか、貸し館とかまたほかの施設もありますが、単価の統一ができていないと、貸し館の統一ができない。今おっしゃられた、御質問がありました夜間の時間の問題もそうなんですけど、実は、合併時に旧町にあった条例をそのまま引き継いだという形になっておりますんで、そこまで統一性が図られていないということでありまして、そのことについては教育委員会だけではなくて、他の貸し部屋とか貸し館とかの施設も含めて、できるだけ統一性を図っていかうということと指示は出してあります。

合併からもう既に13年もたっているのにまだかということにも御指摘があろうと思ひますが、今回この議案第30号でやっているところは、そのような統一性を図るための改正ではなくて、研修室3を旧大島町にあった条例をそのまま持ってきて消費税を改正したということだけでございまして、今、教育委員会も含めてそのような、できるだけの統一というのはなかなか難しいと思ひんですが、根拠、例えば面積とか、時間とか、出す根拠について統一性を図っていかうことは指示をいたしておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を終結します。

議案第31号周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 私から3点ほど質問いたします。

先ほどの田中議員と重複するところがあるかと思うんですが、あらかじめ担当部署には通告というか相談をしておるところなので、質問をさせていただきます。

まず、体育館アリーナ冷暖房使用料1時間当たり1,580円ということですが、この1,580円の根拠を教えてください。

2番目に、町外のある冷暖房施設がついた体育館では、予約した使用開始時間に冷暖房がきいた状態で使用できるということになっております。このB&Gに関しては、管理はどのようにされていくのか決まりがあれば教えてください。

3点目に、関連しまして、以前、久賀中学校の体育館の冷房を使用させていただきたいと問い合わせたところ、1時間当たり、特に取り決めはないということだったんですが、2,000円ほどくださいということでした。この2,000円、今後、久賀中学校使用する場合にどうなのか、重複するかと思いますが一応質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） まず、1点目の1,580円の根拠ということでございますが、こちらはB&G海洋センターの空調を動かすための熱源といいますか、燃料といいますか、こちらにつきましてはLPGガスと電気、電力を使っております。ただし電力に関しましては、非常時につきましては予備の発電機ということにはなりますが、少なくとも電気を使うということでLPGガスと電力の消費量を算出いたしまして、空調設備の稼働に必要な実費を算出しております。そしてその上で、10円未満を切り捨てまして1時間当たり1,580円という試算の上で設定をしております。

2点目の町外の冷暖房施設との状況で、事前に空調をきかせた状態でということですが、この点につきましては、本町ではあくまでも実費ということで、使用開始をして使用を終わった時間という形で考えたいと、今のところ考えておるところでございますが、よろしく申し上げます。

あと、久賀中学校ということでお話がございましたが、こちらにつきましてはどういたしますか、学校施設と今回の社会教育施設ということで、使用の状況が違いますし、また今回の算定した根拠といったところも今回については明確ですが、1,580円ということでお示ししておりますが、久賀中学校の状況につきましては、当時どのように設定したかというところがわかりませんが、少なからず学校と社会教育施設と違うということで御理解をいただければと思います。（発言する者あり）

田中議員さんからも御指摘がございますが、統一的な根拠につきましては、また改めて整理をして改正をするなり検討をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。2番目の件なのですが、例えば真夏に1時間ほど体育館で冷房を使用した場合に、13時に予約しまして13時に電源を入れて14時に使用を終わるわけですが、おそらく全くきいていない状況で使用となると思うんですが、それでも1,580円を支払わなくてはならないということになります。それはちょっと、使用する側としては納得できないなと思うところがあります。

それと、B&Gに関しては騒音等の問題で夜間窓を開けることを制限される場合があるということでございます。その場合、やっぱりエアコンが必要になります。それで1,580円という単価設定は少々高いように感じる場所でもあります。せめて子供たちが、スポ少などで利用する場合に少しでも減免の措置というふうなことは考えられないでしょうか、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 失礼します。冷暖房の利用時間なんですけど、公民館等の社会教育施設もやはり開始から終了までというような形で、最初から暖めたりとか冷やしたりとかいうようなことはしておりません。それで、同じような形で同じ社会体育施設なんで、社会教育施設として統一的な見解でいきたいと考えております。

それと、スポ少等の利用に関してということで、基本的には施設の使用料というのはまずスポ少ということではとっておりませんが、この冷暖房の施設の使用料に関しては一般的に開放するのは久賀中学校があると思うんですけど、それ以外についてはB&Gが2カ所目かなと思うんですが、この利用料については、基本的には利用者、受益者負担というような形で現在のところやはり考えております。ということで御納得をいただければと思うんですが、済みません。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。2番の項目に関してはクレームのないことを祈っております。

最後、要望です。子供たちのためです、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 細かい話で済みません。ちょっとこの表が時間別に表があるんですが、単価は全部一緒なんですけど、この表、時間区分をしているという理由は何か理由があるのか。

それと、付記の新旧対照表の1の4号に町外使用者は10割加算とするというのがあるんですが、ここには出ていませんが、別表3のほうでは2倍加算という表記もありますが、これは2倍と10割というのはどう違うんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 失礼します。使用時間の基本料金の区分につきましては、旧大島町当時から引き継いだ形ということで、このような形になっておりますが、この点につきましても今後整理をしていきたいというふうに考えております。

表現の部分につきましても、まあ基本的には特に変わらないと思っておりますけれども、この辺につきましても改めて見直しということで今後整理をしていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解ください。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 見直していただけると、統一していただけるとのことなんですが、大体どれぐらいいつごろになるか、これをまた統一すればこの条例も改正しなきゃいけないと思っておりますが、場合によってはですね。大体どれぐらいのめどでやっていただけるのか御答弁お願いします。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 今、社会教育課のほうで資料整理のほうを進めておりますが、教育委員会内でのまた調整というところとか、あとほかの施設との整合性とか、その辺のところをまた精査いたしまして、できましたらできるだけ早くお示しできるように努力をしたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今お聞きした感じでは、まだ何も手をつけておられないということなんですが、昨年、第2回の定例会での御答弁で検討するという話だったんで、まあ、これまで何も手をつけられていないというのは驚きでもありますが、早急に着手されて統一化を図っていただきたいと、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第32号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第33号周防大島町介護保険条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第34号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第35号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第36号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第37号周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 第8条1項3号で別表に掲げる広島県の市町のいずれかの区域内に営業所がある者が指定工事店に入れるということなんですが、具体的にこれ、広島県のどこの市町が入るようになるのでしょうか。

それと、逆に広島広域連携ということなんで、山口県の事業者が広島県の指定工事店に入れるんかどうかその辺をちょっと御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、広島県内の連携市町について申し上げます。

17市町ございます。広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、この9市と府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、以上8町、9市8町でございます。

それと、もう1件お問い合わせの件につきましては、逆も可能でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第38号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第25号周防大島町役場の位置を定める条例等の一部改正についてから議案第38号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてまでの質疑を全部終了いたしました。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第34. 議案第39号

○議長（荒川 政義君） 日程第34、議案第39号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第39号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される同条第1項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

平成27年3月に、文部科学省において策定されたインフラ長寿命化計画では、平成33年3月までに、公立学校施設を管理する各設置者に対し、個別施設計画の策定を求めています。このことにより、教育の振興の区分に過疎地域自立促進特別事業として、学校施設長寿命化修繕計画策定業務を新たに追加しようとするものでございます。

内容について申し上げますと、町が管理する全ての学校施設の中で、老朽化した施設の改築を行っていくことは困難であることから、劣化、損傷等の老朽化の状況を点検によりの確に把握した上で、優先順位づけや予算の平準化及びトータルコスト縮減等を加味した計画を策定し、本計画に基づき効果的、効率的に学校施設の長寿命化を図るというものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第35. 議案第40号

日程第36. 議案第41号

日程第37. 議案第42号

○議長（荒川 政義君） 日程第35、議案第40号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから、日程第37、議案第42号むつみ荘を指定管理者の指定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第40号から議案第42号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

各議案ともに、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める油宇集会施設、小泊集会施設、むつみ荘の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第40号の油宇集会施設は、自治会組織、油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも非公募により、これからも引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案をさせていただきました。

次に、議案第41号の小泊集会施設も、自治会組織、小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも非公募により、これからも引き続き小泊自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。なお、両議案とともに、期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとしております。

続いて、議案第42号のむつみ荘も、自治会組織、土居自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも、これからも引き続き土居自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。なお、期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第40号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第41号小泊集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第42号むつみ荘の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第40号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから、議案第42号むつみ荘の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第38. 議案第43号

日程第39. 議案第44号

日程第40. 議案第45号

日程第41. 議案第46号

日程第42. 議案第47号

日程第43. 議案第48号

日程第44. 議案第49号

日程第45. 議案第50号

日程第46. 議案第51号

○議長（荒川 政義君） 日程第38、議案第43号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてから、日程第46、議案第51号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの9議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第43号から議案第51号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第43号から議案第49号までについて説明いたします。

現在、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例に定める7施設において通所介護事業を実施しておりますが、この事業の実施につきましては、平成18年9月から社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人大島白壽會及び社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会に指定管理者として管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、要介護状態になった場合でも可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターで通所による日常動作訓練、給食サービス等を実施して、閉じこもりを防止するとともに心身機能の維持向上を図ることを目的として実施しているものでございます。

本案件の対象施設は、介護保険制度が導入される以前から老人デイサービス事業所として、社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人大島白壽會及び旧4町の社会福祉協議会に公設民営として管理運営を委託し、さらには介護保険制度の開始に伴い通所介護事業所となった経緯もあります。

当該施設の指定管理者として、利用者との信頼関係や現在に至るまで支障なく適正な管理運営を行ってきておりますことから、長年にわたりサービス提供を行ってきた事業者が継続することで、高齢者にとって安心して利用できる施設となることに鑑み、社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人大島白壽會及び社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として、非公募により引き続き指定しようとするものでございます。

指定期間につきましては、介護保険事業計画を3年ごとに見直すことから、その計画期間に合わせ3年とするものであります。

なお、当該施設は介護保険施設であり、介護報酬で管理運営費を賄うことから、指定管理料はゼロ円となります。

次に、議案第50号及び議案第51号についてであります。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する和田苑、しらとり苑につきましては、毎年度1年間を指定期間として、平成18年9月より社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある方に対し、自炊設備のある居室を提供し生活援助員を配置して、利用者に対し相談、助言を行うものでございます。国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものを指定管理者とすることが規定されております。

このことから、長期間継続し本施設において、総合事業のデイサービス事業及び指定通所介護デイサービス事業を実施している社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うことにより、今後も安定的、効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き非公募により、指定管理者として1年間指定しようとするものでございます。

以上が、議案第43号から議案第51号までの補足説明でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第43号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第44号デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第45号デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第46号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第47号デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第48号デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第49号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第50号周防大島町高齢者社会福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第51号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第43号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてから、議案第51号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第47. 議案第52号

○議長（荒川 政義君） 日程第47、議案第52号平成29年度久賀・大島処理区（三蒲）管路施設整備工事第1工区の請負変更契約の締結についてを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第52号平成29年度久賀・大島処理区（三蒲）管路施設整備工事第1工区の請負変更契約の締結につきまして、補足説明をいたします。

本工事は、去る平成29年6月5日の周防大島町議会第1回臨時会において、請負契約の締結の御議決を賜り下水道管の布設工事を施工してまいりました。

当初は、本施工区間の土質が設計調査時のボーリング結果により、砂質土と確認されていたため、砂質土に適した推進工法で設計しておりましたが、推進工法施工時の計画上に転石等があり推進不能となったため、これらの推進先導体を取り出すための立坑の追加や転石等に対応可能な推進工法への変更、また、町道の既設舗装厚を当初は5センチと想定しておりましたが、実際にはアスファルト舗装厚が10センチ、コンクリート舗装厚が20センチであったため、その処分量の増加により施工内容を変更するものでございます。

これらの変更に伴い、請負代金を変更することが必要となりましたので、原契約の工事請負金額1億3,513万6,512円に1,398万4,488円を増額した1億4,912万1,000円で請負変更契約を締結しようとするものでございます。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 現在の進捗率と、工期これ当初12月20日までだったと思うんですが、変更工期はいつまでか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。

現在の進捗率は約80%ぐらいでございまして、工期の変更、3月30日までとしております。以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑をなしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第52号平成29年度久賀・大島処理区（三蒲）管路施設整備工事第1工区の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、明日3月8日木曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後5時30分散会
